

平成30年第4回占冠村議会定例会会議録（第1号）

平成30年12月13日（木曜日）

○議事日程

			議長開会宣言（午前10時）
			所管事項に関する委員会報告（議会運営委員会）
日程第 1			会議録署名議員の指名について（5番・6番）
日程第 2			会期決定について
			議長諸般報告
			総務産業常任委員長報告
			教育行政報告
			村長行政報告
日程第 3			一般質問
日程第 4	認定第 1号		平成29年度占冠村一般会計及び各特別会計歳入歳出決算認定について
日程第 5	議案第 1号		占冠村議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて
日程第 6	議案第 2号		特別職の職員で常勤のものとの給与に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて
日程第 7	議案第 3号		占冠村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて
日程第 8	議案第 4号		平成30年度占冠村一般会計補正予算（第3号）
日程第 9	議案第 5号		平成30年度占冠村国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
日程第 10	議案第 6号		平成30年度村立診療所特別会計補正予算（第2号）
日程第 11	議案第 7号		平成30年度占冠村簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）
日程第 12	議案第 8号		平成30年度占冠村公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
日程第 13	議案第 9号		平成30年度占冠村介護保険特別会計補正予算（第2号）

○出席議員（7人）

議長	8番	相川 繁治 君	副議長	1番	工藤 國忠 君
	3番	大谷 元江 君		4番	長谷川 耿聰 君
	5番	山本 敬介 君		6番	五十嵐 正雄 君
	7番	佐野 一紀 君			

○欠席議員（0人）

○出席説明員

(長部局)

占 冠 村 長	田 中 正 治	副 村 長	松 永 英 敬
会 計 管 理 者	伊 藤 俊 幸	総 務 課 長	多 田 淳 史
企 画 商 工 課 長	三 浦 康 幸	地 域 振 興 対 策 室 長	藤 田 尚 樹
農 林 課 長	平 岡 卓	林 業 振 興 室 長	今 野 良 彦
建 設 課 長	小 林 昌 弘	住 民 課 長	小 尾 雅 彦
福祉子育て支援課長	木 村 恭 美	ト マ ム 支 所 長	平 川 満 彦
総 務 担 当 主 幹	阿 部 貴 裕	職 員 厚 生 担 当 主 幹	森 田 梅 代
財 務 担 当 主 幹	鈴 木 智 宏	企 画 担 当 係 長	佐々木 智 猛
商工観光担当係長	橘 佳 則	農 業 担 当 係 長	杉 岡 裕 二
林 業 振 興 室 主 幹	高 桑 浩	建 築 担 当 主 幹	嵯 峨 典 子
環 境 衛 生 担 当 主 幹	後 藤 義 和	戸 籍 担 当 係 長	竹 内 清 孝
国 保 医 療 担 当 主 幹	上 島 早 苗	社 会 福 祉 担 当 係 長	野 原 大 樹
介 護 担 当 主 幹	細 川 明 美	子 育 て 支 援 室 主 幹	石 坂 勝 美

(教育委員会)

教 育 長	藤 本 武	教 育 次 長	合 田 幸
学校教育兼総務担当主幹	松 永 真 里	社 会 教 育 担 当 主 幹	蠣 崎 純 一

(農業委員会)

会 長	安 田 堅 吾	事 務 局 長	平 岡 卓
-----	---------	---------	-------

(選挙管理委員会)

書 記 長	多 田 淳 史
-------	---------

(監査委員)

監 査 委 員	木 村 英 記	監 査 委 員	山 本 敬 介
事 務 局 長	岡 崎 至 可		

○出席事務局職員

事 務 局 長	岡 崎 至 可	主 事	久 保 璃 華
---------	---------	-----	---------

◎開会宣言

○議長（相川繁治君） ただいまの出席議員は7名です。定足数に達しておりますので、これから平成30年第4回占冠村議会定例会を開会します。

この際、当面の日程等について、議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長、五十嵐正雄君。

○議会運営委員長（五十嵐正雄君） おはようございます。議会運営委員会の報告をいたします。去る12月6日に開催しました議会運営委員会のご報告を申し上げます。今期定例会における会期は、本日13日から14日までの2日間といたします。議事日程、日割等については、あらかじめお手元に配布したとおりです。以上で報告を終わります。

◎開議宣告

○議長（相川繁治君） これから、本日の会議を開きます。

◎議事日程

○議長（相川繁治君） 本日の議事日程は、あらかじめ、お手元に配布したとおりです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（相川繁治君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今期定例会の会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、議長において、5番、山本敬介君、6番、五十嵐正雄君を指名いたします。

◎日程第2 会期決定について

○議長（相川繁治君） 日程第2、会期の決

定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から12月14日までの2日間としたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 異議なしと認めます。

したがって会期は、本日から12月14日までの2日間と決定しました。

◎諸般報告

○議長（相川繁治君） これから諸般の報告を行います。

事務局長。

○事務局長（岡崎至可君） 審議資料の1ページをお願いいたします。1、今期定例会に付議された案件は認定第1号から同意案第1号までの11件です。2、議員提案による案件は、意見書案第10号から意見書案第13号の4件です。3、説明のため出席を要求したところ、通知のあった者の職及び氏名は村長以下、記載のとおりです。審議資料の2ページをお願いいたします。4、平成30年第3回定例会以降の議員の動向は、9月11日、広報特別委員会①から記載のとおりです。審議資料の7ページから8ページは平成30年度8月分の例月出納検査結果です。審議資料の9ページから10ページは平成30年度9月分の例月出納検査結果です。審議資料の11ページから12ページは平成30年度10月分の例月出納検査結果です。以上です。

○議長（相川繁治君） 次に議長に提出された総務産業常任委員会の報告書について説明を求めます。

総務産業常任委員長、佐野一紀君。

○総務産業常任委員長（佐野一紀君） 皆さんおはようございます。所管事務調査に關す

る調査報告について報告をいたします。1、調査期日は平成30年10月3日（水曜日）。2、調査事項、双珠別ダム状況調査。3、調査経過についてです。調査にあたっては、副村長、総務課長が同行のうえ、北海道電力株式会社日高水力センター所長他2名の担当者より現地説明を受けながら実施しました。

4、内容についてであります。双珠別ダム概要。発電所名、右左府発電所、沙流川から鶴川への流域変更をしている発電所でありませ。流域面積、64.0km²。ダム高、29.0m。有効貯水容量、30万m³。運転開始、昭和36年8月です。経年57年を経過しております。一般的にダムの耐用年数は100年以上となっております。堆砂率、推定30～40%。貯水機能には問題を生じないレベルであります。

災害等の対応。双珠別ダムは、発電用のダムで洪水調節機能はないが、大雨等による対応については、アメダス等の気象庁データや独自の気象観測装置等で雨量の予測に基づき、安全第一という考え方で対処している。そのため、災害が想定される場合「ただし書き操作」において、事前に放水する場合があります。

先般の北海道胆振東部地震の際の全道的なブラックアウトの対応については、右左府発電所単独で占冠村（一部を除く）の電力が賄われたため、全道でも早期段階で電力が復旧した。

裏面をお願いします。検討課題であります。双珠別ダムに通じる林道は災害時でも安全に通行できるように、北電本社及び林野庁へ働き掛けしていただきたい。

タイムライン（災害等の事前対応）について、占冠村を始め鶴川流域自治体、北海道、北電等との連携の構築を進められたい。

占冠村の鶴川と双珠別川の合流点の危険認識、占冠村住民の放流への不安感等、北電側

にも理解認識してもらおうよう、村から丁寧な説明をしていただきたい。

北電側より、放流の対応や周知方法について、直接住民に説明会等を定期的で開催するよう村から働きかけていただきたい。

5、調査の継続。委員会での調査の結果は上記のとおりであるが、今後も引き続き調査を行うものと決定した。以上です。

○議長（相川繁治君） 次に、議長に提出された教育行政報告を求めます。

教育長、藤本武君。

○教育長（藤本 武君） 議長のお許しをいただきましたので、教育行政報告をさせていただきます。平成29年度教育に関する事務の管理及び執行状況の点検及び評価についてでございます。この件につきましては、去る11月26日に開催されました全員協議会において、報告書としてまとめ、報告させていただきました。また、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項の規定に基づき、同日付にて文書にて占冠村議会に提出いたしております。報告は以上でございます。

○議長（相川繁治君） これで諸般の報告を終わります。

◎村長行政報告

○議長（相川繁治君） 村長から行政報告のため発言を求められておりますので、その発言を許します。

村長。

○村長（田中正治君） 議長に行政報告の許しをいただきましたので、行政報告について申し上げたいと思います。審議資料の4ページをお願いいたします。まず、報告事項でありますけれども、2点報告をさせていただきますと思います。あらかじめ、行政報告の内容についてペーパーで配布をさせていただ

ておりますので、これを読み上げたいと思っております。1、報告事項。(1)住民懇談会の開催について。11月5日から11月12日の間において、村内6会場で住民懇談会を開催し、合計で47名の皆様にご参加いただきました。住民懇談会は、村長と住民の皆様がひざを交えて地域の課題や将来のあり方について話し合う貴重な機会でございます。

今回の懇談会でも、参加者の皆様からのご質問や、普段なかなか気づくことができない地域特有の課題、そして、各種の要望などについてお話を伺うことができました。

今回頂いた貴重なご意見を参考に、すぐに対応できるものについては速やかに改善し、予算措置が必要なものについては新年度予算に反映するなど、より良い村づくりのために進める行政施策につなげてまいりたいと考えております。

(2)根室本線対策協議会について。11月21日、富良野市で行われた滝川から新得間の7市町村長による根室本線対策協議会の役員会に出席いたしました。

本役員会では、国土交通省からの監督命令に基づきJR北海道が作成する2019年から2か年間の事業計画を作成するにあたり、各自治体も協力することが確認されました。

事業計画作成にあたっては、JR北海道が路線存続をめざす滝川から富良野間と、廃止方針を示している富良野から新得間が混在することが問題となっておりましたが、最終的に滝川から新得間の事業計画とすることを前提に、滝川から富良野間と富良野から新得間に分けて議論していくことになりました。

根室本線は、全線が繋がっていることでその機能を果たせるものと考えており、通学など住民の足としての役割のほか、災害時の代替ルート、物流、そして富良野、トマム、

十勝を結ぶ広域観光ルートの形成などにおいて重要な役割を果たすものであることから、今後も維持存続に向け、関係市町村・関係機関と連携を図りながら努力してまいります。

次に、2番目の主な用務等につきましては、9月12日以降、記載のとおりでございます。

6ページに3として、入札の執行状況について記載をさせていただきましたけれども、3件の入札執行を行っております。以上です。

○議長（相川繁治君） これで行政報告は終わりました。ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前10時16分

再開 午前10時23分

○議長（相川繁治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第3 一般質問

○議長（相川繁治君） 日程第3、一般質問を行います。順番に発言を許します。

5番、山本敬介君。

○5番（山本敬介君） 皆さんおはようございます。議長のお許しをいただきましたので私のほうからいくつか一般質問をさせていただきたいと思っております。

まず、質問の第1です。トマム地区の子育て支援と定住施策について。その1、住民ワークショップについて質問していきたいと思っております。今日はたくさんの住民の方がいらっしゃっていますので、分かりやすい議論を心がけていきたいと思っておりますのでよろしく願いいたします。

トマム地区で、北海道大学大学院環境科学院による住民ワークショップとヒアリングが昨年から行われています。このワークショップを運営するにあたり、北大大学院環境科学院の担当者、これは研究者の方ですけども、5年くらい前からリゾートと上トマムの住民

の間に入って、それを研究対象にされている方です。非常にトマム地区の状況に詳しい方で、しかも今、小さいお子さんの子育て中ということで、このワークショップにうってつけの人材だと思うんですけども、その方が、トマム地区の小学生以下のお子さんを持つ世帯から詳しく聞き取りをして、今回のワークショップを組み立てています。

しかし、そのヒアリングをした中で、長く住み続けていたお母さんたちも転居を考え出していると。この6年以内に転居をする可能性があるかと、転居するかもしれないといった方が約半分いらっしゃるという状況です。6年というのは皆さん考えてみてください。お子さんが6年ということは、学校に上がる前に考えようと、このままここにいて子育てできるのだろうか。しかも上トマム地区は、人数が少ないですから最後に残ったらどうなるだろう。そういう不安が常に付きまとっている危機的な状況にあるということをご認識いただきたいと思います。その中で行われているワークショップについて、まずは、進捗状況をお伺いしたいと思います。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（田中正治君） 山本議員のご質問にお答えをしたいと思います。まず、1点目の住民ワークショップのヒアリングにつきましては、トマム地区子育て世帯移住促進事業として平成29年度から事業を開始しております。

ワークショップにつきましては、平成29年度は3回開催しております、述べ28人の方に参加していただいております。昨年度の3回のワークショップを通して、育児支援、住宅、移動手段について、今後も引き続き話合いの必要があるとの提案を受けております。その内、育児支援につきましては、本年度のモデル事業として、子育てや住宅等の情報を

移住希望者等に分かりやすく伝えるための子育てに関するコンテンツの作成に取り組んでいるところでございます。平成30年度は、ワークショップを2回開催する予定としており、第1回目として、11月30日にミナ・トマムにおいて行っております。参加者は6名いらっしゃいまして、他の地域で行われている子育ての取り組み事例を紹介するなどして活発な議論を促したところです。

ヒアリングにつきましては、平成29年度は地域住民、星野リゾートトマム従業員、村議会議員、役場職員に対して計6回行っており、24人の方にご協力をいただきました。平成30年度は11月末現在におきまして、地域の小学生以下の子を持つ親御さんや町内会役員に対して10回ほど行っており、11人にご協力をいただいたところでございます。地域の特性や生活環境など多岐に渡る聞き取りを行っており、いただいた意見や情報について住民ワークショップにおける議論などで活用しているところでございます。

○議長（相川繁治君） 5番、山本敬介君。

○5番（山本敬介君） ワークショップに行く前にヒアリングの中で、トマムのいいところという意見も出てくるわけです。それは自然がいい、コミュニティがいい、近い人間関係がいい、そういった部分に支えられて住民の方は生活をしていらっしゃるわけです。ただ、やはり、悪いところ、良くないところというところの意見が多く今出されている。

一つに子育てのしにくさ、生活環境・住居・買い物・医療・防犯などに不安がある。保育サービスの不足により仕事と子育てが両立しにくい。これはトマム地区独特の理由でもありますね。星野で共働きをしていらして、子育てをしていらっしゃる方も多いということでもあります。学童の内容が少し少ないと。

高校の通学が不便と。子供の育成に対する不安、友達が少なく同級生がいない。小中学校で競争や集団行動を全く経験していなくて大丈夫だろうか。トマム学校の教育の質がよく分からないと。子供が減ったら教員も減って質が低下するんじゃないかと。そういったことを不安に思われているわけです。

子育てしにくい生活環境、子育て支援の不足、教育に対する不安、こういったことに今、村長はどういった認識を持っていらっしゃるか、お伺いしたいと思います。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（田中正治君） 平成29年度のワークショップに私も3回出席をさせていただいておりますけれども、トマム地域における優先される取り組みということで、育児支援、内容としては育児支援の情報提供、それから子育て世帯との対話。それから住宅問題でございますけれども、住民、特に子育て世帯、子育て準世帯との対話や情報共有、地域のことをよく知るアドバイザーの検討。それから移動手段ということで帯広の高校への通学バスの検討、JRトマム駅からリゾートを經由した上トマムからのコミュニティバス等々のご意見をいただいております、育児支援、住宅、移動手段この点がトマムについては大変課題になっているのかなという認識を持ってございます。以上です。

○議長（相川繁治君） 5番、山本敬介君。

○5番（山本敬介君） お母さん方は、行政、村が何を考えているのか分からないという不安が非常に大きいということです。定住とか、子育ての施策が何も見えないとおっしゃっています。将来像、近い将来、それと10年後、そういったものも現状全く目に浮かんでこない。そして誰に話せばいいかわからない、どこで話せばいいかわからない、そういった

状況があると思っています。

私はトマム地区を見てきまして、地域支援の活動、ミナ・トマムもできて、そこにお母さん方が集まるようになって、コミュニティもある意味できてきている。ガソリンスタンド等、いろいろな問題、子育て支援住宅、この後でできますけれども、いろいろな施策は打っているというふうにも認識はしているんです。ただ、そこに効果が表れていない。もしくは住民の方が、行政がやっていることを認識していない。不安に思っていると。そもそもコミュニケーションの不足が大きな原因かと思うんですね。

村長は、村長になられたときにこれまでの住民懇談会の形ではなく、もう少し住民の中に入って会話をしたいと、そこで問題点を見つけて施策を打っていきたいというお話もされていまして。このコミュニケーション不足について、今、どのようにお考えか、お伺いしたいと思います。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（田中正治君） トマム地域における議員ご指摘のコミュニケーション不足というお話でございます。私としては、住民懇談会、あるいはこのワークショップも3回ほど行ってお母さんたちとも議論をさせていただきました。それから地域の公園の計画等のワークショップにも参加をさせていただいたり、行政としてもミナ・トマムの運営の助成、あるいはスタンドの開設等、なんとか地域の皆さんに少しでも住みやすい環境を提供したいということで、自分なりに努力はしたつもりでございます。

併せて、今、課題になっておりますコンビニ、それから警察、救急等、災害も含めてさまざまな分野で直接移動村長室においてご意見を言っていただく方もいらっしゃいますの

で、これらのことを踏まえながらより良い方向にコミュニケーションを深めながら、取り進めてまいりたいと考えております。

○議長（相川繁治君） 5番、山本敬介君。

○5番（山本敬介君） コミュニケーションをある程度取ってきているし、これからも取っていききたいということだと思うんですけれども、住民懇談会等でも、行政の皆さんも感じていらっしゃると思うんですけれども、中央に対する熱量とトマムに対する熱量が明らかに違うというふうに感じていらっしゃるんですね。これは物理的には仕方がない部分もあるかもしれないです。現状、トマムはリゾートを抱えて、リゾートの従業員がたくさんいると。ただ、定住に至っていないという特殊な地域だという認識を、行政側がどこまでしっかり持てるか、ここが重要になってくるんじゃないかなと思います。

役場の人はトマムに来ないと、トマムのことを分かってないというのが住民の素直な気持ちです。ですので住民懇談会等でも一生懸命参加をされて、いろいろな意見を言われているという現状にあると思うんですね。そういった中で、今回開催されたワークショップで私もオブザーバーという形で参加をさせていただいたんですけれども、北海道大学の環境科学院担当の研究者の方、そして山中先生。山中先生は本当にお忙しい方で、道内でも有名な先生です。足を運んでくださってミナ・トマムの中でお母さん方と、参加6名のところに足を運んでくださって、組み立ててくださっているわけですね。

担当に聞きましたら、今回行政の方に参加してもらおうと行政対住民という形になってしまうので、行政の方の参加というのは遠慮してもらったんですよという話はされておりました。ただ、参加しないのと、見ないのとは

全然話が違うんですね。誰も行政の人がいない。誰もその重要なワークショップを見ていない。後で報告は読まれるでしょう。ただ、紙で読まれるのと、現場を見て直にお母さん方が話されていることを聞くのは全然違うと思うんですね。

私が一つ気になったのは、担当が今、地域振興室になっていきますけども、やはり子育て支援課ができたということで、子育て支援課が積極的に関わっていくべきでないか。もしくは、保育所を所管していますトマム支所も積極的に関わっていくべきだと。それと集落対策のために協力隊、協力隊入れる時には集落対策のために入れますということで入っている経緯もあります。協力隊も関わってくるべきです。そして先ほどもお話ししました、これから学校に上がっていくということでいえば、教育委員会もニーズをしっかりと掴んでいくべきだと。こういった方が全く興味を示さない中で行われているという現状について、どのようにお考えか、お伺いしたいと思います。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（田中正治君） 11月30日に開催いたしましたワークショップへの本村職員の出席についてのご指摘かと思えます。平成29年度、私も3回行われたものに全て出席をさせていただいておりますし、地域振興対策室、それから関係各課の職員等も参加をしたところでございます。今回のワークショップにつきましては、事前に山中先生が村長室にお見えになって、今回については行政職員を入れないで生の声を聞いてみたいというお話がございましたので、入らなくてよろしいんですかということは確認させていただきました。

しかしながら、議員のご指摘のとおり、誰も聞いてなかったという部分では、鵜呑みに

した点については反省をしなければならないかなというふうに思っております。北海道大学の環境科学院からは、そういったことで行政職員が参加しないということで提案があったわけございまして、地域住民の実勢を引き出し、行政の財政面などの諸課題を考慮しない中で自由な意見交換をしたいということと、住民の間で思いや願いの共有を行ったうえで自主的な取り組みをしていきたいとの提案があったことに起因するわけでございますけれども、議員のご指摘の点については、今後の取組みに生かしてまいりたいと思います。

○議長（相川繁治君） 5番、山本敬介君。

○5番（山本敬介君） そもそも現状のトマム地区の活性化に至ったのは、平成26年の7月から平成27年3月の集落対策方針の策定ということで、地域と共に行ったわけです。この時は副村長が担当課長だったのでよく覚えていらっしゃると思いますけれども、ちなみに総務課長が支所長だった時ですね。

中央地区は道事業でやったんですけれども、1年遅れてトマム地区で集落対策を作りました。6回に渡って会議を開いたり、アンケート調査を入れたり、幅広い人材も中に入れて、町内会長を含めて議論をされたわけですね。そういった計画が集落対策の進め方ということで、これはインターネットでも出ております。住民主体で進めるもの、行政主体で進めるもの、また、リゾートが主体で進めるものということでそれぞれ書かれております。できているもの、できていないものありますが、先ほど申し上げたように、私はある程度この中で進んできているというふうに評価している部分もあります。

ただ、やはりこの当時、大きく抜けていたなというのが子育て支援の部分だと思うんですね。子育て支援については、医療費の無料

化をするよという施策だけが書かれていて、キメの細かい内容についてはまったく書かれていないと。移住・子育て支援という視点が抜けていたと思います。

この集落対策の方針が、実は平成30年度で管理が終わるんですね。今後、これをどうしていくのか、管理が終わったからこれでいいのかという話にはならないとももちろん思います。それは行政の方も認識をされていると思うんですね。このあたりをどのようにお考えか、お聞きしたいと思います。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（田中正治君） 集落対策方針についてご質問かと思えます。現在、総合計画の見直し作業をやっておりまして、この中で基本的な方針については、さまざまな計画に横串を刺しながら、謳っていきたいと考えておりますけれども、集落方針については、その後見直しをするという方向で、現在、検討を進めているという状況でございます。以上です。

○議長（相川繁治君） 5番、山本敬介君。

○5番（山本敬介君） 総合計画を含めて、子育て支援の部分が前回の集落対策で先ほど申し上げたように抜けてしまった。子育て世帯の生の声をどういうふうに反映させるか、そういった部分のヒアリングについて、委員に入っていただくのか、ヒアリングをするのか、手厚くその部分をやる必要があるなど思っているんですが、そのあたりの認識をお伺いしたいと思います。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（田中正治君） 現在進めております総合計画につきましては、既に委員も決定して議論に入っておりまして、今年度中にご説明できる取りまとめを予定しておりますので、これから委員の追加ということは考えてございません。以上です。

○議長（相川繁治君） 5番、山本敬介君。

○5番（山本敬介君） 子育て世帯の声がこの総合計画の中に入るのか、それとは別に集落対策方針が新たに作られるのかはまだ分からないですけれども、しっかり反映させていくという部分ではいかがですか。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（田中正治君） 当然、30年度のワークショップを開催している状況でございますので、その中でさまざまな課題、方向性を含めていろいろな意見の取りまとめが行われます。そういったものを集落対策見直し方針の中でお示しをしながら、対策を講じていくのがいいのかなと思っております。以上です。

○議長（相川繁治君） 5番、山本敬介君。

○5番（山本敬介君） ちょっと話を戻そうと思うんですけれども、行政からしてトマムが少し遠いんじゃないかと。私も12年トマムに通ったり住んだりしておりましたので、トマムに対する認識というか心の距離というんですかね、非常に近いんですね。ただ、中央にずっと住んでいると30kmは遠いと思われる部分もあるとは思いますが。

このワークショップの中でも出てきますが、トマム地区、新得町、清水町、芽室町、こういった十勝の町村と子育て支援の施策を比べたときに、明らかに占冠・トマムはその支援が低い、少ないと言わざるを得ない。物理的にしょうがないなとも思います。これについては人数が多いところと同じ支援をできることは最初から思っておりません。しかし、少ない人数であればどういうことができるかということを実際に考えて、占冠村独自のものを作り上げていくと。これが大切だと思うんです。中央とは全然状況が違います。十勝の町村と比べてどうか、というところがまず肝になってくるかなと思っております。

ただし、私は移住をする、しないというのはこの行政サービスだけで移住をする、しないというものではないというふうには思っているんですね。それは占冠村トマムに住んでいる住民みんなそうだと思いますが、不便だから行政サービスのいいところに行くのであれば、誰もここに住んでいないですよ。みんな都市の行政サービスのいいところに行くわけです。そうではなくて、占冠村が好きだから、トマムが好きだから、なぜ好きかは人それぞれです。静かだからいい、川がいい、森がいい、友達がいい。いろいろな理由があると思うんです。ただ、そういう占冠愛というかトマム愛みたいなものがやはり最後を決めると思うんです。

私は、トマムの今の子育て支援の施策を見て、どうも行政側が施策施策というふうになってきていて、本当に占冠のトマムに住む、トマムを愛するという気持ちを共有していこうと。これは私学校ではやられていると思います。占冠を大好きな教育をしていこうと。子供たちは占冠がとても好きですよ。そういうことを大人も子育て世代も一緒に共有していく中で施策を打っていくという態度が大事なんじゃないかなと思うんですけれども、村長のトマム愛についてお伺いしたいと思います。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（田中正治君） 私はトマム支所に勤務したことはございませんけれども、トマムリゾート開発から始めて、その事業に関わってくる以前の和牛の里、あるいは高原野菜、そういった事業にも関わりながらトマムによく通わせていただきました。そういった意味では、当時の人たちとはよく交流がありまして、今でもそういったトマムの良さ、あるいはトマムならではの環境というものについて、私

はいいものがあるというふうに思っていますし、リゾート開発後、さまざまな方が来られていて、なかなか意見の一致を見ない部分もあったのかなというふうに思いますが、議員が言われるような中央とトマムを分ける見方はしているつもりはございません。一つの占冠村全体の中ということ考えておまして、そういった意味で、トマムのさまざまな施策を村として何ができるのかということを考えながら、トマムにも住んでいただけるような環境をぜひ作ってみたいもんだということでも私もやっているつもりでございます。

それから、議員がご指摘の近隣町村とのサービスの違いということもご指摘ありましたけれども、村としてできることは、赤ちゃんがお腹にいる時からの医療費を含めて、高校を卒業するまでのさまざまな施策についてはやっています。これでは十分でないということも分かっておまして、今回のモデル事業の中で子育てに関するコンテンツの作成。つまり、占冠村にはこういうところはあるんですよということを知っていただくために、そういったものをつくりたいということです。

今年、村内の子育て事業として行っております、1歳児預かりやトマム保育所、占冠保育所、中央学童保育などの視察も含めて行っておりますし、北大の佐藤さんあるいは山中教授と一緒に藤田地域振興室長、それから木村福祉子育て支援課長とともに、子育てに関するコンテンツの打ち合わせをする中で、新得町、清水町、芽室町、帯広市の状況把握等を含めて訪れて勉強をさせていただいたという状況になっておまして、そういったことでこの方向性をより良いものにしたいと考えております。以上です。

○議長（相川繁治君） 5番、山本敬介君。

○5番（山本敬介君） トマム地区は外国人

の方が増えて、人数が増えて人口も増えていくと。ただ、外国人の方は毎年、毎シーズン入れ替わっているという状況ですのでとても定住人口というには程遠い状況であります。どういうふうに定住人口を増やしていくか、これは本気で取り組んでいく必要があると思います。

私はいろいろな役場の方が関わる中で、この子育て支援ということを経済まで含めて考えていくべきだと思います。中央と同じような意識を持って行政の担当がトマムの子育て支援のヒアリング、政策にもあたっていくということですが、私はワーキングチームのような体制が必要じゃないかなと思うんですね。今、担当の地域振興室、それに子育て支援課、プラス保育所を所管しているトマム支所、あと協力隊、教育委員会。ワーキングチームを担当レベルで作って、常に情報共有をして施策を進めていくと。困ったことがあればお互いに相談をして、どういうふうを実現できるかということを考えていくという体制が必要だと思うんですが、村長と教育長にお伺いしたいと思います。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（田中正治君） 子育て支援のみならず、各担当分野における情報の共有というのは必要だと思います。ワーキンググループ等のお話もありましたけれども、情報共有についての方法、システムについてはいろいろと検討してみたいと思います。以上です。

○議長（相川繁治君） 教育長。

○教育長（藤本武君） 山本議員のご質問にお答えしたいと思います。確かにおっしゃるとおり、村長の答弁の中にもありましたように、教育の現場としましては、トマム、中央という分けはないです。一つの村として、それぞれの地域特性を生かしながらどんなこと

が教育の分野でできるんだらうと。トマムでしかできないこともあると思うんです。

私が教育長になって、公民館をやったときの話ですけれども、ワークショップという形で、その時はトマム、占冠、双珠別、中央で熟議という形でその地域はどういう問題を抱えているんだらうか、それに対して教育委員会としてどういうことができるんだらうかというようなことを始めて、その中で出た意見でメープルという一つの事業もありました。

それともう一つやったのが、役場の職員を全員集めました。勤務時間なので来られない人もいたんですけれども、職種に関係なく、消防の方にも来ていただいて、子育て、教育、地域の活性化も含めてそれぞれの職員の意見を聞いて、その時に、「この職員はこんなこと考えているのか」と再認識したこともございますので、やっぱりこれからも地域、そして役場の職員も含めた中でこれはどうやってやっていくのかというそれぞれの意見を聞いて、それを参考にしながら村づくり、教育の振興、発展につなげていきたいなと私も感じております。

○議長（相川繁治君） 5番、山本敬介君。

○5番（山本敬介君） 村長も教育長も認識としては同じだと思うんです。ただ、情報共有とワーキングチームってそんなに違わないと言えば違わないかもしれないですけど、チームとして何か動いていくんだと。教育長から熟議の話も出ました。この5年、地域としては熟議もしましたと、考えてばっかりって感じです。意見出してばっかり、考えてばっかり、アンケートばっかり、それはもういいと。次にそれを実際に動かしていくんだと。行政だけで動かしていくんではなくて、地域の人と一緒に動かしていきたいということだと思うんです。地域の人たちの協働を引き

出すためにも、私は担当課というよりもワーキングチーム、協力隊も含めて一緒に考えて一緒に行動していくことが大事なんじゃないかなと思っていますが、再度検討していただきたいのでお伺いしたと思います。村長に。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（田中正治君） 村だけのものではなくか実行が進まないというご指摘なのかなと思いますけれども、合併協議会が発足したころ、それが破綻になって地域を維持するために協働の村づくりということを大名目で計画を作っております。議員のおっしゃるとおり、共に作ろうやということが大前提でございますので、そここのところの議論、あるいは行動を含めてまだまだとのご指摘だと思います。これらを含めて今後の行政運営に生かしてまいりたいと思います。自立をするときの原点に戻るといふ気持ちでやってみたいと考えています。以上です。

○議長（相川繁治君） 5番、山本敬介君。

○5番（山本敬介君） 次の項目に移っていききたいと思います。トマム公園計画であります。トマム公園計画は、子育て支援の重要な柱となる施策です。今回のヒアリングの中でも自然がたくさんあるけれども、自然の中で遊ばせられる場所がない。占冠の場合、自然といっても本当に深い自然、ディープな自然、熊が出る自然ということで、子供を安全に遊ばせられる自然ではないんですね。それはやはり人の手を加えていかないとそういった場所にならないと。

2016年にこれは村側、中村元村長のほうから公園計画を打ち出してワークショップをやってきたわけです。ワークショップを担当した高野ランドスケープですけれども、非常に有名な会社で、多くの国定公園も手掛けている会社です。会長の高野さんは北海道ガーデ

ンショーの総合プロデューサーなんかもやられている方で、道内では有名な方なんですね。そういった方が自らワークショップに足を運んでくださって、非常に質の高いものが開催されました。住民の意見をどういうふうに反映させていこうか、環境への配慮どうしようか、あまり予算は掛けないでどういった形のものをしっかり作っていこうか。非常に住民も期待するような内容のワークショップでした。ワークショップが一旦終わって、今年からミナ・トマムの周辺の整備ということで始まっているんですけども、現状と今後の見通しについてお伺いしたいと思います。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（田中正治君） トマム公園の計画についてお答えをしたいと思います。トマム地区公園につきましては、平成28年度に基本設計を住民の皆様との3回のワークショップを通して策定をし、平成29年度にはその基本計画に対する意見交換を行うと共に、現地調査をしながら内容の確認を行っております。本年度におきましては、昨年度のワークショップでの意見を考慮し、公園の入り口と考えているミナ・トマム周辺の駐車スペースの路盤改良と老朽化した大型看板の撤去を行いました。今後も基本計画やワークショップでの意見を参考に、予算の状況に応じて進めていきたいと考えてございます。

基本計画の中で、森エリアの水路の整備計画やそれから森の中の木の整理、これは幸いというのも変ですけども、風で倒れてかなり整備をして環境的には明るくなって利用しやすい状況ができました。それから、今進めているのは、まず、ミナ・トマムエリアから改修をするということで、大きく状況が変わっているとは思っておりませんが、今後、森エリアにおける遊び場の整理、それから沢があ

りますけども、ザリガニや水芭蕉もあるのでコンクリートで固めない形での整備。幼児遊園エリアだとか、今、お祭り等も支所の前でやっていますけども、これらができるくらいが多目的広場、こういったことをご提言いただいておりますので、予算の状況に応じて進めてみたいと思っています。

また、ミナ・トマムの建物の形もご提案いただいているものですから、なかなかそこまで手が回らないのかなとは考えておりますけれども、年度計画でやれるところから進めてまいりたいと、現在、思っているところでございます。以上です。

○議長（相川繁治君） 5番、山本敬介君。

○5番（山本敬介君） 少しずつ公園を進めていくというのは、私はいいと思うんですね。それは意見を反映させながら着実にやっていくと。ただ、予算の状況に応じてっていうのは不安ですよ。今、中央でも保育所等あります。他にもいろいろな課題があります。予算の状況に応じて進めますということは、予算がないから進められないとも言換えられるわけですよ。

私は、この計画は住民が最初から関わっている計画、これを一つずつ実現していくことが住民のモチベーションも上げると、子育てしやすい環境を作っていくと。これは子育て支援のトマムのインフラだと思っております。しっかり予算化して進めていっていただきたい。

それと、予算化もやはりある程度環境に配慮した施工ができる、プランニングができる、高野ランドスケープを入れるかどうかは別ですけども、通常のただ施工するだけではなくて、そういった配慮、施行、アイディアがある設計、プランニングを入れて、住民から今まで出た案をぜひ実現をしていってもらい

たいと。再度、予算のことについて村長にお伺いします。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（田中正治君） 予算がないからやらないという意味で申し上げたのではありませんけれども、年次計画で進めていくことは決めております。平成30年度の事業費で270万円掛かっておりまして、年度ごとに同程度の予算を確保しながら取り進めてまいりたいと考えております。以上です。

○議長（相川繁治君） 5番、山本敬介君。

○5番（山本敬介君） 土木なのでちょっと額が少ないかなと思いますよね。ちょっと川の改修をただで簡単に500万が掛かっていくような世界ですから、今回、ミナ・トマムの周りの下の整備ということであればそれぐらいの予算で足りると思うんですが、これから公園の中を触っていこうとしたら、なかなかその金額では前に進んでいかないのかなと思います。予算ありきではなく、もちろん予算がないと何もできないんですけども、ぜひ予算を決めたということではなく、計画をどの程度まで進めるか、それにはいくら掛かるのか、どうやれば節約できるのかを含めて考えていっていただきたいと。再度お伺いします。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（田中正治君） 基本計画の策定時の想定額はここに資料がないので申し上げられませんけれども、結構大きな額でございました。その額どおり進めることはなかなか難いだろうということには思っております。とはいえ、土木工事を含めて河川改修だとかは必要だとは思っておりまして、道の補助事業等をうまく採択を受けながら、小規模補助治山とかあるものですから、そういったものも使い、予算をうまく計上しながら、公園とし

て機能するような方向で整備をしまいいりたいなと思っております。

○議長（相川繁治君） 5番、山本敬介君。

○5番（山本敬介君） それでは次の項目に移ります。子育て世帯向けの民間賃貸住宅についてです。2017年4月にトマム地区に建設をしました、子育て世帯向け民間賃貸共同住宅の建築主旨と、これまでの入居状況をお伺いしたいと思います。また、空室の場合の村の負担額をお伺いします。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（田中正治君） トマムに建設しております、子育て世帯向け民間賃貸住宅の件についてご質問にお答えをしたいと思います。

まず、1点目の建設の主旨ですけれども、子育て世帯向け民間賃貸共同住宅の建設にあたりましては、民間資金を活用した賃貸共同住宅を確保することによりまして、本村における転出による人口減少を抑制すると共に、村外からの転入者の増加に資することを目的としております。また、トマム学校の児童生徒が減少している状況の中、学校を中心としたコミュニティの維持が重要であることから、子育て世帯と将来子育て世帯になる可能性がある夫婦世帯を入居者公募の応募資格として定めて行っているものでございます。

これまでの入居状況でございますが、平成29年2月に入居者の公募を開始いたしまして、3世帯の応募があり、3世帯を入居世帯として決定しました。その後、1世帯が辞退されたため、4月に2世帯が入居したところでございます。本年7月に1世帯が転勤によりまして退去したことから、現在は4戸確保しております、民間賃貸共同住宅の内、1戸が入居している状況となっております。以上です。

○議長（相川繁治君） 5番、山本敬介君。

○5番（山本敬介君） 空室の場合の村の負担額をお伺いします。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（田中正治君） 空室の場合の村の負担額でございますが、1戸当たり8万5千円になりまして、現在の状況ですと、3戸空きがございますので月額で25万5千円を本村が負担している状況でございます。

○議長（相川繁治君） 5番、山本敬介君。

○5番（山本敬介君） 住民の方に分かりやすいように、ちょっと補足をしますけれども、要は村で建てずに民間に建ててもらったと。その代わり家賃保証をその業者さんにしていますよということでありませう。8万5千円を月家賃として払っていて、入居している方にはその半額の4万2500円をいただくと。村としては4万2500円を常に負担をしているという状況であります。

ただ、空いていると、この8万5千円はまるまる払っているわけですね。空いていなくても払っているといえば払っているんですけども、収入がないという状況が続いているということで、1カ月に25万5千円という大きいお金が、施策として効果がないまま無駄に使われているという状況にあるということでもあります。

この入居が少ないという理由はどのように分析をしていますか。また、今後の対策について、何かあればお伺いします。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（田中正治君） この子育て民間賃貸住宅の入居が少ないという理由でございますけれども、トマム地区の生活環境が近隣町村より不便であることや、住宅に収納スペースが多くありますけれども、現在所有している家具が無駄になるなどのご意見をいただいているほか、近傍の村営住宅と比べ賃料が割高

であるということも影響しているものと考えております。

それから、今後の対策でございますけれども、今後の定期協議等を通してリゾートへの転勤者に対する子育て住宅の積極的なPRをお願いしたり、本住宅を利用して進めている子育て世帯モニターツアー等によりまして、移住希望者に住居体験を通して移住の検討を行っていただくなど各種の取り組みを進めてまいりたいと考えております。以上です。

○議長（相川繁治君） 5番、山本敬介君。

○5番（山本敬介君） お母さん方に聞いても、やはり入らないには入らない理由がありますよね。設計の時にやはり子育て世代の話を聞かなかつたというのが、まず大きな原因だと思ふんですね。アーキビジョン21にはいろいろなノウハウがあるので、またスタッフ、設計士も若い人が多かったので私も安心していたんですけども、いざ蓋を開けてみるとメゾネット式で子育てをするのがなかなか積極的にはそれをやりたいとは思わないと。そういったことや、一部家具が入りづらい等のこともあって、ハード面でのことがあると。ただこれはいたしかたないことですよ。これは一部修正してこれを運用していく以外にないわけです。

あとはやっぱり金額ですよ。こんなにいいところにこの金額で入れるんだったら、これは人が入りますよね。極端な話、今の公住よりも安い金額で入れるんだったら、それは入ると思うんです。そういったことも含めて考えていく、もうリミットかなと思います。空き部屋だけで20カ月ありますから、これで340万なわけですから、今年になって42万5千円空き部屋ですから空き部屋の部分だけで382万5千円になっているわけですよ。これが効果なく払い続けているお金ということ

になっています。

今年の7月に、議会で秩父別町に視察に行ってきました。うちの村とは状況は違いますが、人口規模が2513人で標準財政規模はそんなに変わらない。村が16億で秩父別は18億。決算額は10億ほど違いますが、町の規模はそれほど大型ではない町です。ただ、近隣にも町があって子育て世帯を引き付けやすいというような状況はあります。

うちの村とは状況は違いますが、この秩父別町でさまざまな子育て施策を打っているんですが、目玉にしているのが学校跡地に作った分譲地。これを1平米1円で売りますよ。1平米1円というだけで、非常に宣伝効果があると町の担当の方も言っていました。実際どうかというと、家建てるのに460平米例えば買いました。460円、ワンコインで買えるという言い文句も新聞ネタにもなって、非常に人気があるということで、平成23年に13戸、平成24年に10戸、平成25年に15戸で38区画はもう売れているとそういう状態にあるんですね。この実情はどうかということですが、460平米で実際は1平米3千円くらいだと言っていました。ということは計算すると138万の助成なんですよね。その宅地を買うのに138万助成を渡しているのと同じことです。効果的な税金の使い方だと私は思います。

現状、今、子育て支援住宅でどんどん垂れ流してしまっている分を取り戻すには、やはり、目玉となるような思い切った施策を打っていくべきじゃないかなと思います。他との整合性、平等性、いろいろなことがあると思うんですね。ただ、子育て世代を優遇していくということは、そこにメリットがあるような施策を目指すように作っていくと。そのあたりの村長の考えをお伺いします。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（田中正治君） 子育て世帯がそこに住める、住みたいと思える施策等を含めていろいろ考えられると私も思っております。これだというのはここでなかなか申し上げられませんが、担当者、庁内、地域住民を含めて、どういう環境であれば入っていただけるのか等も含めて今後検討をして、ぜひこの住宅が有効に使われるように努力してまいりたいと思います。以上です。

○議長（相川繁治君） 5番、山本敬介君。

○5番（山本敬介君） 地域振興室長は、今は来られていてまだ年数経たない中で、非常に心労に思われているんじゃないかなと思うんですね。ここが入ってないと。やっぱり、政治判断で施策を作っていくと、担当者レベルではどうしようもないんですね。これを宣伝していても、入ってくれないという状況で、政治判断でやっていくことは大事だと思うんですが、再度お伺いしたいと思います。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（田中正治君） 政治判断も含めて協議をしていきたいとは思いますが、現在入居している世帯の状況も考慮しますと、二人以上子供がいる世帯や低所得の世帯に対しても、さらなる助成を行うことや、子育て世帯以外にも、村外からの転入者の増加に資する賃貸なども含めて、入居要件の緩和について検討を進めながら、今、議員がご指摘の点について努力してまいりたいと思います。

○議長（相川繁治君） 5番、山本敬介君。

○5番（山本敬介君） この問題、最後にスピード感はどうですか。先ほども言ったように、これだけのお金がどんどん出ていっているということについて、お伺いします。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（田中正治君） 現実に今、応募をか

けていますけれども、入っていない環境にあります。言われる内容については重々、私たちも早く入居をしていただきたいというのは希望でございます、スピード感を持って進めてまいりたいと思います。以上です。

○議長（相川繁治君） 5番、山本敬介君。

○5番（山本敬介君） あと2問ありますが、後の方にも時間を譲りたいので、あとの2問はあっさりいきたいと思います。

トマム駅からリゾートの入り口周辺の歩道整備をということですが、リゾートの入り口、道道と村道の交わった部分から、上トマム方面には長い歩道があつて、歩道用の橋があつて、これは非常に上トマムまで歩いて行くには遠いですが有効です。ただそちらから駅側に歩道がないんですね。カーブがあつて、橋があつて、非常に危険な状況で、寮ができたこともあつて従業員で歩いている方が非常に多いんですね。冬は非常に危険です。

随分前になりますが、私がトマムに在籍していたころに、アルバイトの女性が橋のところで事故にあい、意識不明の重体が長く続いて大変なことがありました。そういったこともありまして、ここの歩道についてどういふふうに対応していくのかお伺いしたいと思います。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（田中正治君） トマム駅から、リゾート入り口までの歩道ができていないというご質問でございます。この場所については、主要道路夕張 - 新得線トマム駅前線形改良と題しまして北海道へ要望を続けております。

要望の主な内容といたしましては、トマム駅前の線形改良、それから右折レーンの設置などがございます。これまで北海道と協議を続ける中で、14線橋付近の線形改良について

は、北海道に線形改良の案を複数作成していただきました。しかし、リゾートへ至る歩道橋の橋脚が障害となるため、施工が困難であるとの回答をいただいております。

また、右折レーンについては北海道において交通量調査を行いました。交通量調査では8月のリゾートの繁忙期に実施されまして、通常の2倍程度の交通量があったものの、リゾートに侵入する車両を遮る車両が少ないとのことから渋滞が確認されませんでした。それゆえに今のところ、右折レーンの設置は困難であるということと回答をいただいているところです。

このような現況での歩道の整備は困難であると現状、考えております。村としましては、歩道だけでも付けられないかということもありますので、北海道の担当者からは線形改良ができない以上、これ以上の手を加えることは困難であるというふうな見解もいただいておりますけれども、歩道付きの橋への架け替えなどを要望するなど改善に向けた努力は続けてまいりたいと思っております。

○議長（相川繁治君） 5番、山本敬介君。

○5番（山本敬介君） 線形改良で大きな話になっちゃうと難しくなってくるかなというふうにも思うんですね。今の状況であれば、やはり人命に関わることでございますので、粘り強く、歩道の整備だけでもやってほしいと。実際に事故が起きているということも含めて要望していただきたいと思います。最後にもう一度お伺いします。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（田中正治君） この歩道だけでもということは、村も北海道には再三要望をしているところがございますけれども、議員が言われるように、実際に死傷者が出ているという現場ですので、状況を鑑みて、ぜひ北海道

としても検討をしていただきたい旨、引き続き要望はしてまいりたいと思います。

○議長（相川繁治君） 5番、山本敬介君。

○5番（山本敬介君） 最後の質問にまいります。自治功労者の追悼式についてです。毎年、戦没者の追悼式に併せて自治功労者の追悼式が行われています。しかし、同じような追悼式を開催している自治体はほとんどないように見受けられました。

現在、自治やまちづくりは、首長や議員など一部の人間が担うのではなく、住民が主役であるということは、私は素晴らしい条例だと思いますが、占冠村のむらびと条例に示されております。ただ、過去尽力されたということも事実であります。過去の議員さんたちに失礼のないよう経緯を払いつつ、ただ、時代に合わせて追悼の形を変えていく必要があるんじゃないかなと思っております。村長の考えをお伺いします。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（田中正治君） 自治功労物故者追悼式につきましては、明治35年の開拓以降、占冠村の発展にご尽力をいただいた歴代村長、議会議員の方々などの自治功労物故者の功績に対して、経緯と感謝の意を込めて開始時期は定かではありませんけれども、長年、戦没者追悼式と併せて実施をしてきました。

本追悼式にはそのご遺族をお招きして、実施しているところでもありますけれども、自治功労者の中にはお亡くなりになられてから相当な年月が経過している方も多数いらっしゃいます。また、ご遺族の方々につきましても、所在不明の方や、ご案内を差し上げても高齢のため出席を辞退される方など年々出席者が減少しているところがございます。こうしたことを考えますと、今後におきましては自治功労物故者への愛敬の念を抱きつつご遺族の

ご意向を拝聴しながら、本追悼式のあり方について検討してまいりたいと考えております。

○議長（相川繁治君） 次に6番、五十嵐正雄君。

○6番（五十嵐正雄君） 議長の許しを得ましたので、大きく2点について質問をしたいと思っております。1番目、避難施設及び役場庁舎のトイレについてということで、まず、避難施設のトイレについて、伺います。

村内の各避難施設のトイレについては、高齢者や障がい者にとって大変使用し辛い施設となっています。特に中央、占冠については学校を利用することになってはいますが、車いすを使用している方については、利用できない施設となっています。障がい者用トイレを設置していくことが必要だと考えています。避難場所には、高齢者や障がい者が優先的に避難しながら、多くの人たちがそこで避難期間中生活をするということで、それぞれの避難者にストレスが掛かる状況です。そこで用を足すためにトイレに行くということになれば、トイレが現状こういった状況にありますから、ますますストレスが溜まるという状況であります。

トイレを車いす用のトイレを設置していくということなら、大変大きな予算が伴うことは明らかであります。従って計画的に、施設改修を実施する考えがあるかどうか、村長の考え方をまず伺います。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（田中正治君） 五十嵐議員のご質問にお答えをいたします。避難施設のトイレにつきまして、議員のご指摘のとおり、占冠中学校のトイレにおきましては車いすでの利用ができない状況であります。設置及び改修の必要性も認識しているところでございますけれども、建物の構造的なものにより、大規模

な改修になる場合も考えられますので、改修可能な施設について計画的な実施ができるよう検討をしてみたいと思います。

○議長（相川繁治君） 6番、五十嵐正雄君。

○6番（五十嵐正雄君） 検討していくという話ですけれども、ここ何年か、昨今に渡っては台風の被害だとか、大雨、洪水、そういったことで予測できない災害が多発しております。そういった状況を考えれば、そんな悠長なことで、避難施設の改修について、計画的にそのうちやりますわ、という話ではないと考えています。

少なくとも、障がい者や高齢者が優先的にまず避難所に避難していくと。ところが生活していく上で、大変ストレスの溜まる避難所でもありますから、少しでも改善していくためには、安心して使えるトイレというものが絶対必要だというふうに考えています。計画的に必要性のあるところからやっていきたいということでもありますけれども、再度そのへんについて村長の考え方を伺います。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（田中正治君） 避難所におけるトイレの設置でございますが、検討ということで申し上げましたけれども、必要性については私も認識を持っているということでございます。現状、平成29年度に占冠中学校の多目的トイレの増設工事を検討させていただいた計画もあるようでございますけれども、約1500万ちょいの予算が必要ということでございます。こういった中身を検討しながら、できるだけ早い時期に私としてもこれを実現させてまいりたいと考えております。以上です。

○議長（相川繁治君） 6番、五十嵐正雄君。

○6番（五十嵐正雄君） 例えば中学校の施設の関係ですけれども、これは避難者ばかりの利用ということではなくて、今後、障がい

のある子供たちとか、学校に通っているときに、いろいろな事故等にあつて普通のトイレは使えないと、そういった子供たちも出てくることは十分に予想されるわけでありまして。そういった意味では、ぜひ子供たちのことも含めて早急に改修していくということが必要だと思っておりますので、そのへんについて十分認識されて、今後内部で検討されて、早い段階で計画が策定されることを強く求めるものであります。そのへんについて村長の考え方があれば、再度伺います。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（田中正治君） さまざまな関係でこうしたトイレ設置が必要だということについては、議員同様私も認識を持っているところでございます。先ほども申し上げましたけれども、多目的トイレの増設について、既に検討もされながらまだ着工がされていないという現状を考えれば、庁内においても必要だという認識は持っておりますので、これらの設置について、早い時期での増設工事ができるように進めてまいりたいと考えております。以上です。

○議長（相川繁治君） 6番、五十嵐正雄君。

○6番（五十嵐正雄君） 次に、同じトイレの関係で、役場庁舎のトイレの問題であります。その前に、この間、村の役場の庁舎そのものが耐震工事をしていないということで、いろいろな問題があるわけですけれども、村として役場の庁舎を近いうちに新築していくのかどうか、そのへんについてまず伺っておきたいと思います。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（田中正治君） 役場庁舎のトイレについてでございますけれども、利用者の皆さまにはご不便をお掛けしております。その必要については認識をしているところでござい

ますけれども、現在のところ庁舎新築の計画はございません。しかし、将来的に改築、あるいは新築の時期を迎えることは想定できますので、財政的な措置として公共施設等維持管理基金によりまして積立を行ってまいりたいと考えております。

○議長（相川繁治君） 6番、五十嵐正雄君。
○6番（五十嵐正雄君） 今、村長の話では、これから積立をして、将来そういったことを考えているということでもあります。村長も言われているように、多くの村民や役場職員、または庁舎に入っている他の関係の事務所の職員たちについては、役場庁舎が建て替えれば、そこまで当面見えてくるということなら我慢していこうと、こういうことでしたけれども、今、言われたように計画も立てていないということでもあります。

役場のトイレについては、障がい者や高齢者が使い辛い。また、一般住民や職員が安心して利用できるトイレにしていかなければならないというふうに考えています。過去にも、このトイレについては何件かのいろいろな事件が起きております。そういった意味では、男子用、女子用トイレが壁一枚で仕切られていて、下側が3cmほど開いていると、こういう状況です。トイレに入っていく音、それからトイレをしている音がまともに同じ男子側と女子側のトイレの中で聞こえると。そういった意味では人権が無視されるようなトイレになっているということです。

職員の人たちの話を聞くと、例えば1階のトイレであれば、男子用トイレに明かりが付いていなければ女子の人が安心してトイレに入るけれども、トイレに行ったけれども男子用のトイレに明かりが付いていれば、トイレをスルーしていくと。こういう形が起きているということです。これは、健康上よくない

し、役場の中はみんなが認めているように、多くの人たちが机を付き合わせて、職場としては良い環境にはないわけであります。

そういった中で、トイレをしていくにも気を使ってしなければならないようなトイレになっているということです。これはまさに人権が守られないような状況の職場環境になっておりまして、一日も早く改善していかなければならないと考えています。このへんについて村長の考え方、取り組みを伺います。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（田中正治君） 庁舎のトイレのあり方について議員からご指摘の点多々あり、大変反省をする点も多いかなというふうに思いますけれども、庁舎内のトイレにつきましては、新年度の予算におきまして、仕切りの改善、音の問題に関しましては対応してまいりたいと考えております。障がい者用の多目的トイレにつきましては、庁舎内で検討をいたしましたけれども、現状、建物の構造上の関係から新設、改修については難しいとの判断をしております。以上です。

○議長（相川繁治君） 6番、五十嵐正雄君。
○6番（五十嵐正雄君） 確かにトイレそのものが昔の形で作られていますから、それを議会議員の指摘によって、洋式に変えられるものについては変えてきたということで、中に入ると大変狭くて、物も置いたりすることが、または、中で動くことが大変きついというトイレであります。

いろいろ内部で議論したということですが、例えば、1階を女子専用トイレにする。それから2階を男子用のトイレにする。3階は利用率が低いわけですから、先ほど言ったような音の問題とか、壁を改修してそれでなんとかかすると。こういうことで分けていけば、それなりにできるというふうに考えて

います。今の状況の中で、トイレをするのに
明かりを見て入っていなければ隣のトイレに
入ると。こんなことが長く続くことは、本当
に職場環境としてはとんでもない話だと思っ
ています。

金の掛かることですからすぐできるものと、
できないものもあると思いますけれども、働
いている人たちや地域の人たちが利用する
ということを考えれば、障がい者用トイレもな
いような庁舎なんて今はどこにもないわけ
ですよね。そういった意味で、利用の仕方を今
のままじゃなくて、変えていくことによって
改修する、改善できることもありますので、
そのへんについての考え方を伺います。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（田中正治君） 議員の言われるとお
り、トイレの利用方法はさまざまあろうか
と思います。来庁者の利便性、それから職員
等の利便性を含めて、どういった形がいい
のかを含めてご提案もいただきましたので、
再度、内容について検討させていただき
たいと考えております。以上です。

○議長（相川繁治君） 6番、五十嵐正雄君。

○6番（五十嵐正雄君） 検討するとい
うことですけれども、いずれにしても大変
人権が守られていない職場環境なわけ
です。トイレを遠慮して、隣が入ってい
なければ、男子用トイレが使われてい
なければ女子が使うところがあること
自体おかしな話であります。ぜひ、これ
らについては早急に内部で議論して
いただいて、1日も早くそういった
トイレの環境を変えていって、地域
の人たちや住民、それから役場職員
が、安心して安全に使えるような
トイレにすることを強く求めて
質問を終わります。

○議長（相川繁治君） 7番、佐野一紀君。

○7番（佐野一紀君） 議長のお許しをいた

だいたので、何点かについて質問をさせて
いただきます。

まず、避難道路建設に向けての対応と進
捗状況であります。一昨年の連続台風による
大雨災害、また、本年7月の西日本の集中
豪雨では降雨量が観測史上最大記録とな
るような水害が発生いたしました。平成28
年8月の豪雨を上回るような状況であり
ます。このような状況が近年、異常な気
象変動の中で日本列島各地で起こって
おります。気象用語でブラックビルディ
ングというのですが、要するに積乱雲が
一カ所に留まり、後方を振り返ればビル
が乱立しているような格好で留まって
局地的に大雨を降らせている、という
ような状況であります。このような状況
は日本各地で発生しているということ
であります。

住民の安全、安心を確保し、防災、減
災につながる車両の通過可能な避難路の
建設に向け、共通認識を持って村と現地
踏査を行って来たところであります。6
月28日に現地踏査を行いました。そう
いう中で、避難路の建設は災害弱者、
いわゆる在宅高齢者、または乳幼児、
または妊婦さん、または在宅難病患者
等を含めて避難行動が迅速に行われる
ための一つの方法であると思
います。

災害急傾斜地の土砂警戒区域の解除も
なされていまして、また、現地踏査の中
で、富良野の土建屋が、河川管理の面、
また、土砂災害の面でも他に最適な
避難ルートがなければ対応を検討する
のに協議に応じるというような考
え方も村から示されました。それら
について、現地踏査の後の進捗状況
をお知らせいただきたい。伺
います。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（田中正治君） 佐野議員のご
質問にお答えをいたします。避難路
建設に向けての対応ということでござ
います。本件に関しま

しては、議員の言われるとおり、近年の異常気象を受けまして、村、議会、双方からの案を検討しながらその必要性についてを協議を
してまいりました。

本年6月28日の総務産業委員会所管事務調査において、ご提案に基づき、現地の状況を確認し、9月の定例会において委員長より調査報告のご指摘を受けたところでございます。指摘事項についてでありますけれども、勾配を若干見直すことにより延長も短くなり、河川敷にかからないルートも可能と推察されたため、再度検討を願いたい。さまざまな制約、条件があるとの説明であったが整理されたい。上記を検討の上、概算調査費及び予備調査（設計費を含む）及び概算工事費を報告されたいというご指摘を受けております。

現在お示しできる資料等を整理しているところでございます。今後の全員協議会等におきまして、ご説明を申し上げたいと考えておりますのでご理解をお願いいたします。以上です。

○議長（相川繁治君） 7番、佐野一紀君。

○7番（佐野一紀君） 避難道路の進捗状況については、今、村長が報告されたとおりだと思います。そういう中で、避難道路の現地状況、また予備調査、いろいろ総務常任委員会の報告の中でもさせていただきましたが、やはり予算が伴うこともあります。財政状況のことも考慮しなければならない。また、内情的に今、子育て対策、そして地方自治の原点である福祉対策、そして一般ごみ焼却場の問題等が山積しているわけでありますが、年次計画みたいなものを持って、そしてきちんと、大きなスパンでなく、来年度になったら年号変わるからちょっとあれなんです、年号変わっても何年度までにはこういう行程表の中でやっていくというようなことをお示し

いただけなければ、いつまでも机上の空論でやっていたってしょうがない。このように思いますが、いかがですか。お伺いいたします。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（田中正治君） 先ほども申し上げましたとおり、詳細につきましては全員協議会等におきまして、ご説明をさせていただきたいというふうに思っておりますけれども、ご指摘のありました、制約、条件の整理で申し上げますと、1点目は保安林解除の件でございます。保安林の解除につきましては、大臣許可となっております、協議開始から概ね1年程度の期間を要します。

2点目は河川の占用許可でございます。北海道によりますと、河川に道路を敷設する合理的な理由、つまり、災害時に危険となる河川付近を通過する必要性がなければ許可できない旨の回答を受けたところでございます。

3点目は地滑り危険箇所での工事に関する点でございます。これにつきましても、北海道から危険箇所の指定地に避難路を敷設することは二次災害の危険性があるのではないかとの見解が示されております。

これらを考慮した上で、調査費、設計費、工事費を算定することになりますので、現状のところ不確定要素が多くございます。具体的な数字につきましては、議員協議会等の中でご説明をさせていただきたいと考えております。

○議長（相川繁治君） 7番、佐野一紀君。

○7番（佐野一紀君） 村長から保安林の解除、また、河川の一般管理の問題の等に説明があったんですが、保安林については30%解除可能なんですね。河川の管理、また、土砂災害時の崩壊状況を問題視して土建あたりでは言っているらしいんですが、現地踏査の時に、他に最適な避難路がなければ河川側を通

ることの協議に応じてもいいような話をされたんですけど、いかがですか。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（田中正治君） 今、議員が言われている保安林の解除の件は、私が申し上げたのはだめだと言っているのではなくて、解除するのに1年ほど、大臣許可なので解除にかかっては1年程度の期間を要しますと。

それから、河川の占用等についても、合理的な理由を村として示さないと許可できませんというようなご指摘をいただいていると、こういう内容でございます。以上です。

○議長（相川繁治君） 7番、佐野一紀君。

○7番（佐野一紀君） 村長が言われたように、保安林の解除についても30%は解除できると、ただ、更新の手続きについて1年以上の年数がかかるということですが、やはりこれらの災害避難道路の建設についても、予備調査費等を含めなかったら前に進まないんですよ。以前にも討論してきました。村のほうとも5%がいいのか、7%がいいのか、100メートル上がった時点で5%だから5mの勾配になる。7%だったら7mの勾配になるような話もしてきました。予備調査というか、ここから始まるという一步進んだ出発点がなければこの話は空論で、どこへいっても同じことの繰り返しなんです。そう思いませんか、村長、お伺いします。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（田中正治君） それでこの不確定要素を整理した中で、先ほども申し上げましたけれども、これに関わる調査費、設計費、工事費を選定して、これが可能かどうかということについて協議会に図ってまいりたいということをお願いした次第です。

○議長（相川繁治君） 7番、佐野一紀君。

○7番（佐野一紀君） 時間も経ってきたん

で簡単に申し上げます。村との共通認識の中でやっぱり避難路は必要だということで、これまで議会とも話を進めてまいりました。そういう中でやっぱり一步進んで、避難路を作るということに持っていかなければこの話はいつまでたっても空論で終わっちゃう。なんぼ協議したって同じなんです。議会と村との共通認識は避難路の必要性はお互いに認めているところなんです。そういうところで、予算規模、また、いろいろ財政的な考慮も考えて一步でも進んだ方法を打ち出していただきたいなと思います。

3番目のほうに移らせていただきます。避難所のトイレであります、付帯施設として今ペットを飼っているお年寄りの方、またはお年寄りでなくても飼っている方がたくさんいらっしゃいます。そういう方が災害時にペットと同行避難と一緒に避難される方がたくさんいるんでないかと。実際の数は把握してないんですが、そういう方もいらっしゃるんでないかということです。

室内の中でペットを好む人もいるし、好まない人もいます。そういう中でやはり付帯施設として外にトイレがあれば利用できるんでないかということです。財政的な負担等もありますが、今、テニスコートの横使っていないトイレがあります。それも再利用してやれば使えるということです。これは避難路と別で考えて作っていただきたいなと思うんですが、いかがですか。お伺いします。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（田中正治君） 災害時における野外トイレ設置、あるいはペットの同伴ということでご質問いただきましたけれども、議員のご指摘のとおり、災害時においてライフラインが停止した中で既存のトイレを使用することができなくなるということが予想され、屋

外仮設トイレや簡易トイレ等が必要になると思われます。トイレについては、レンタル事業者との災害時におけるレンタル器材等の賃貸借に対する協定によりまして確実に確保していくほか、その他の物資についても物資供給等の協力に関する協定に基づきまして、供給および調達体制を整えているところでございます。

それからペット同伴の避難については、北海道動物愛護条例により飼い主の自己責任において行うものとされておりますけれども、場所の確保などの扱いは大変難しい問題だと認識をしております。各地での事例や、環境省のガイドラインなどによりますと、一定のルールを作りながら避難所の運営災害時におけるそれぞれの役割について対応しなければならないと、村としては考えております。

○議長（相川繁治君） 午後1時まで休憩いたします。

休憩 午前12時06分

再開 午後1時00分

○議長（相川繁治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。一般質問を行います。

3番、大谷元江君。

○3番（大谷元江君） 議長のお許しを得ましたので、何点か質問させていただきます。質問1として、子育て支援についてお伺いたします。まず一つは、学校給食の無償化の実施についての提案でございます。一昨年、国会でも学校給食の無償化ということで質問されておりましたけれども、私も2度目の質問になります。

いち早く高校生まで医療費の無償化は占冠で進んでおります。子育てのしやすい村として、さらに学校給食を無償化していくべきと私は考えております。村政の基本として、村長は、全ての村民が報われる社会をめざし、

「生まれてきて良かった」「育って良かった」「暮らして良かった」「住み続けたい」と思える村づくりを考えておられますので、児童生徒の人数も減少しており、実現しない金額、現在児童は34名、生徒は22名、およそ260食給食を食べたとしても総額410万程度、といったら語弊があるかもしれませんが、それくらいの金額が必要ですが、実現できない金額ではないと考えます。村長の考えを伺いたいと思います。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（田中正治君） 大谷議員のご質問にお答えをしたいと思います。学校給食の無償化の実施のご提案でございますけれども、学校給食にかかる村の負担額につきましては、平成29年度ベースで、約1760万円となっております。その一方で、児童生徒の給食費の単価は小学生1から2年生が255円、小学校3～6年生が260円、中学生が315円であり、給食費の滞納等もない状況でございます。

村といたしましては、各世帯の所得の格差により子供たちの教育の格差が生まれまいよう目配りが必要であると同時に、持続可能なサービス提供をしていくために、必要な受益者負担を求めていく必要があると考えております。以上です。

○議長（相川繁治君） 3番、大谷元江君。

○3番（大谷元江君） 今のお答えですと、無償化にしていく考えはないというお話でよろしいでしょうか。現在も1760万円負担をしているということですね。今、私が提案している400万程度を入れますと、2100万くらい負担が増えますよというお答えでよろしいでしょうか。総額が負担になるよということですよ。では、村長として「育って良かった」「暮らして良かった」「生まれてきて良かった」という基本理念は、どのような状況を

謳っているものなのかお聞きしたいと思いません。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（田中正治君） まず、1710万というのは総額でございます。個人負担につきましては、301万8千円となっております。この必要な受益者負担については、求めていくという考え方でございます。現在におきましても、毎月の給食費の支払いが困難になる可能性の高い要保護世帯や準要保護世帯につきましては、給食費が無料とされております。教育の格差について言われている昨今において、さまざまな事情により希望が叶わない、環境改善をしていく必要があると私は考えております。

今後におきましても、適正な受益者負担はお願いしながら財源を確保し、教育の格差も生じる項目等、公設塾だとか、国際交流、それから平和体験学習など、占冠村独自の多様な教育機会の確保を図りながら、子供たちが学びやすい環境づくりを進めてまいりたいと考えているところでございます。給食につきましては、そういった意味で持続可能なサービスを提供していくために、一定の負担を求めていきたいと考えているところでございます。以上です。

○議長（相川繁治君） 3番、大谷元江君。

○3番（大谷元江君） 適切な受益者負担、持続可能な負担というふうにお伺いしましたけれども、無償化については全国レベルでお話が出ていると思うんですね。今後、今すぐうんぬんとは言いませんけれども、徐々に給食費、自己負担分を下げていくという可能性もあるかと思うんですね。

いっぺんに無償化にしてというふうには申し上げませんが、徐々に負担額を減らしていったら、いずれ無償化にして、子育ての

しやすい、いろいろな施策はあると思うんですけども、学校給食の無償化も子育てのしやすい村づくりという観点にしては、実施したほうがよろしいんじゃないかと思えます。もう一度お考えを伺います。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（田中正治君） 教育環境の整備について、現在、村ではICT、あるいは公設塾、さまざまな要素によって受けられない教育を行政が、そういった格差を解消するために無償でサービスを提供しているというのが、そのことのほうが確実に教育環境の整備につながると考えております。医療費を無償化しているというのは、どんな病気になるか分からない、それからいくら掛かるかも分からない、というそういった不安を解消した中で教育を各家庭でしていただきたいというような思いもありまして、そういったことで医療費については無償化をいち早く行ったということでございます。以上です。

○議長（相川繁治君） 3番、大谷元江君。

○3番（大谷元江君） 医療費の無償化は本当に素敵だなと思っておりますし、これからも続けてほしいと思いますけども、学校給食ということに関しては今のお答えは違うかなと思っているんですね。今後の課題として提案したいと思っておりますので、今後もこのことに関しては何度となく質問させていただいて、その方向に向けて進んでいってほしいと私は思っております。

続きまして、占冠保育所建設の進捗状況をお伺いしたいと思います。このことに関しては、いろいろと村長とやり取りさせていただいて、アンケート調査を占冠地区全戸にさせていただきまして、結果も発表されいていると思います。その後、設計業者も決定され、青色地図と言うんでしょうか、設計を見せていた

だいておりますけども、村民に対して周知はされていないと思いますので、どの程度の話合いが行われていて、どの程度の設計状況になっているのか、説明をお願いいたします。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（田中正治君） 占冠保育所の建設の進捗状況ということのご質問にお答えをしたいと思います。保育所建設について、概要についてご説明を申し上げたいと思います。7月17日に設計委託業務の契約を締結いたしまして、8月9日と10月5日に保護者、関係者のワークショップを2回開催し、述べ23名の保護者の出席のもと、駐車場のスペースの確保、複合遊具の希望、泥遊びのできる場所の確保、エアコンの設置など意見が多く出されておりました。その間、6回の設計会社との打ち合わせを行い、ワークショップでも出された意見を検討しています。併せて11月に行われました住民懇談会においても、保育所建設の進捗状況についてお知らせし、ご意見をいただいたところでございます。

今後の予定といたしましては、1月中旬に3回目のワークショップを開催し、1月下旬に基本設計ができあがるという予定になっておりまして、2月中にパブリックコメントを行い、ご意見をいただきながら、この間も随時設計業者と打ち合わせを行い、3月20日に実地設計が完成する見込みで予定をしております。以上です。

○議長（相川繁治君） 3番、大谷元江君。

○3番（大谷元江君） 今、議会ということで説明していただきましたけれども、この実施の設計は3月20日にできるということですが、これはどのように村民に周知されるのかをお伺いします。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（田中正治君） ただ今ご説明申し上

げたとおり、村づくり条例に基づく内容で2月中にパブリックコメントで周知を行い、意見をいただきたいと考えております。

○議長（相川繁治君） 3番、大谷元江君。

○3番（大谷元江君） パブリックコメント2月に行われるということですが、これは村民全員に周知されるということですか。行われる日は。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（田中正治君） そういうご理解で結構だと思います。

○議長（相川繁治君） 3番、大谷元江君。

○3番（大谷元江君） 村民の皆さんもアンケートをいただいたということで、いろいろな面で注目している事業になるかと思っておりますので、滞りのない周知を村民にさせていただきたいと希望して、この質問は終わらせていただきたいと思っております。

質問2に移らせていただきます。観光客に対してのごみ処理についてですが、自分のごみは自分で処理するのは基本ということで9月の定例会での質問でもお話を伺っております。ですが、ごみの減量化は進んでいない状況だと思っております。ましてや、観光客に対しては、なおさらということになると思います。11月に行われた中学生とのCS議会でごみの関係、私と中学生とやり取りをさせていただきました。その時に、感じたんですけども、地域単体での自治体で行うということは、これは本当に観光客に対しては無理だと認識しております。

ですので、近隣の自治体、近隣の道の駅同士の連携が必要だと思います。単独でやると、そのところに全部ごみが集中するとも伺っておりまして、連携は必要だと思いますので、これに対して村長は自治体との話し合いが行われているのか、お聞きしたいと思います。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（田中正治君） ごみの減量化に向けた取り組みとしまして、村内6地区において一般廃棄物住民説明会を開催し、分別の方法などについて住民と意見交換を行っております。また、ふるさと祭りではリサイクルコップの活用を行い、ごみの減量化の取り組みを行っているところでございます。また、星野リゾートとは、自社分の生ごみを全て自己で処理することとするなど、ごみの減量化に向けた努力は進めているところでございまして、一定の成果は上がっていると考えております。

ご質問の各自治体との協議でございますけれども、占冠村に限らず、多くの道の駅では10年以上前からごみ箱を設置しておらず、道の駅にはごみ箱が設置されていないというのは、既に旅行客にも浸透してきており、概ね苦情は出ていないところでございまして、具体的に自治体間でそういった議論をした経過はございません。以上です。

○議長（相川繁治君） 3番、大谷元江君。

○3番（大谷元江君） 自治体同士では検討はしていないということでございますけれども、観光客は国全体で誘致していますよね。自治体でも観光客を入れるということで、自治体を潤すための施策として、観光客誘致は図っているかと思うんですね。観光客に対して自治体として、どのような方法でさらに再度来ていただくというか、そういう施策として、このごみの処理というかそういうのは、リゾートは別問題として通過観光客に対しての方法としてごみ処理は必要かと思うんですけども、そのへんは村長、どういうふうに考えていらっしゃるでしょうか。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（田中正治君） 通過客、入込人口になりますけれども、さまざまあるかと思いま

す。それぞれ、ごみに関する認識は、ごみを持ち帰るよう推奨しているのではなくて、ごみを持ち込まないということが浸透してきているというような認識でございます。

○議長（相川繁治君） 3番、大谷元江君。

○3番（大谷元江君） ごみは持ち込まない。買ったお店で処理していただく、持ち込んでいただくという話は聞いておりますけれども、口頭で言えば「いいよ」ということだろうとは思いますが、そういう表示は道の駅を見ましてもございませんよね。表示のことにしましては村としてやるべきものではないのかと思います。そういう提案はしていくべきかと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（田中正治君） 平成29年度の占冠村の道の駅の入込数は58万6712人であります。多くの道の駅でごみを持ち込まないという取り組みが進められておりまして、これらが発生ごみの抑制のために、ごみを持ち込まない観光スタイルの促進に向けて、観光客への理解、協力が得られるよう指定管理者とも協議しながら、ポスター等の掲示等を行って周知をしております。

冒頭言われた、店で購入したものについて、店が処理をしないということではなくて、それは受け入れをしてやるということで、そのことをお知らせする、周知をする方法を指定管理者とも協議してまいりたいと考えております。

○議長（相川繁治君） 3番、大谷元江君。

○3番（大谷元江君） 指定管理者、各商店にそういう旨の話をさせていただけるということですけども、占冠村に専用ごみ袋がございまして、その活用を考えたことはございましてでしょうか。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（田中正治君） 専用ごみと言われるのは、分別収集の専用ごみでございますね。それを旅行者に売るとか、そういった検討はしておりません。

○議長（相川繁治君） 3番、大谷元江君。

○3番（大谷元江君） 検討していないということですが、何泊もされていく観光客がいらっしゃるんですね。団塊の世代、これから高齢者というか60代、70代の方、元気に旅行されているのを見ていますので、何泊も道内で過ごされる方、それこそ何泊ものごみを持って歩くということになりますので、占冠で出されたごみのみ処理するというわけにはいかないとは思いますが、その専用ごみの活用を道の駅と協議していただけたらと考えます。それは今後の課題として、村長に提案したいと思っておりますのでお願いしたいと思っておりますが、こういう考え方はだめでしょうか。もう一度お願いします。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（田中正治君） 専用ごみは仮に行ったとして収集日が違うわけですね。ゴミ袋を買っていただいても、きちんと分別されて、きちんと預けていかれるということが徹底されるかどうかという疑問もあります。仮に混合ごみで置いていかれると、結果的に分別の作業は、道の駅で行って、埋め立ては占冠村が担当するという制度設計になりますので、制度設計はいろいろあると思いますが、今まで申し上げたとおり、基本的にはごみは持ち帰りをいただく姿勢で臨んでいかなければならないと考えております。

○議長（相川繁治君） 3番、大谷元江君。

○3番（大谷元江君） ごみは持ち込まない、お持ち帰りいただくという表示が必要かと思っておりますので今後もよろしくお願ひしたいと思っております。

では、質問3に移らせていただきます。先ほど来、いろいろな方が避難所について質問されているところですが、私も避難所について質問させていただきます。占冠地区は水害時には占冠中学校、占冠地域交流館、雪害の時にはコミュニティプラザ等を利用して避難所を開設されていると思います。トマム地区はトマムコミュニティセンター、トマム学校が指定されていると思います。

他に各行政区にあります、集会所と申していいんでしょうか、住民センターと申していいか、そこも避難所として指定されていると思います。ですが、この避難所に関しては備蓄されるものが一つもないという状況になっておりますので、このへんのことは村長、どうお考えになっておりますか。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（田中正治君） 避難所の備蓄物の関係のご質問でございますけれども、村内には避難所が9カ所指定されております。非常食、飲料水、毛布などの備蓄につきましては、占冠中学校備蓄倉庫、トマムコミュニティセンターに集中的に配備をして、管理をしております。各避難所で必要となる物資につきましては、発災前に開設が決定された避難所に備蓄倉庫から輸送することとしております。

しかしながら、予測できない地震災害の際は、道路の寸断などにより、物資輸送が困難となることも予想されますことから、議員のご指摘のように、今後については、その地域の状況を考慮しながら、計画的に備蓄物資を分散配備し、災害時の備えを整えてまいりたいと考えております。

○議長（相川繁治君） 3番、大谷元江君。

○3番（大谷元江君） 即実施というわけにはいかないとは思いますが、いつなるか分からないのが災害ですので、考慮してい

ただきたいと思います。ましてや、各集会所を避難所とするには、不適切な場所もございますので、そのへんのことも考慮しながら進めていただきたいと思います。

避難所に関してですけれども、公共施設表示というんでしょうか、ここも避難所だよというような表示が、大きな公共施設にはあるんですが、避難所という表示の施設が一つもないんですね。このことに関して、村民は分かっているといっても、集会所が避難所になっているよというのは、意外と認識がないのかなと思いますので、村民だけではなく通りすがりの人、観光客にも分かるような表示が必要かと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（田中正治君） 避難所の表示については、防災ハンドブック等で全戸に配布をしておりますし、新規にお住まいの方にも配布をしていただいているところがございます。議員のご指摘のように、大きな避難所につきましては、そういった表示も必要かと思いますが、今後、検討させていただきたいと思いません。

○議長（相川繁治君） 3番、大谷元江君。

○3番（大谷元江君） 検討していただけるということですが、災害はいつ起こるかわかりませんので早急にさせていただきたいと思いません。

先ほど、物資輸送を計画的に行いたいと言われていましたが、災害の起こる時間は分からないことですので、この物資輸送もできなくなる状況も考えられます。そこに集まる住民の総数を備蓄してくれとは言いませんので、備蓄は早急にさせていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（田中正治君） 備蓄物の管理については、先ほど2カ所で集中的に管理をして、発災後に輸送するというお話をさせていただきました。先般の住民懇談会でも、避難所に物資が一切ないよというご意見等がありましたので、そういったことを受けて、平成31年度予算で分散配備をどの程度できるか、ちょっと決めておりませんが、一定の必要物資については分散をして配備をしたいということで、今、取り進めているところでございます。以上です。

○議長（相川繁治君） 次に4番、長谷川耿聰君。

○4番（長谷川耿聰君） それでは一般質問をいたします。公園の整備ということで、中央地区の3カ所の公園について、それぞれどのような形で整備するか伺います。公園と名の付く場所はまだまだあるようですけれども河川公園、農村公園、それから村発祥の地記念碑、歌碑公園の3カ所について。

最近、道の駅に外国人がかなり来ているんですね。その動向を見ると、20分から30分くらい時間がある。それから個人的に来る。たいてい道の駅の中で商品を見たり、食べ物を食べたりしておったんだけど、最近、市街の中を見学して歩く外国人が増えているように思います。占冠村の一つの小さな村民の、昔で言うと部落的な考えで、外国人が来る、素晴らしい地域になったとなんとなく考えるようになっております。

それで、公園の整備でございますが、まず1点、河川公園。これは河川敷地内にある河川公園、これは宮下橋から青巖大橋ですか、これまでの間の公園ですね。全体がパークゴルフ場で整備されていますが、コース内に太いやなぎ、ドロノキが生い茂り、枝などが折れる危険性があるので、剪定等をしてはいか

がですか。河川公園についてはこのように考えられますけれども、お伺いします。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（田中正治君） 長谷川議員のご質問にお答えをしたいと思います。公園の整備に関するご質問で、1点目で河川公園の件でございます。現地を見た時間差がちょっとあるのかなと思いますけれども、実は今年度、平成30年度に河川公園管理委託業務の中で倒木の危険木、腐れ木とか傾斜木などの落下の恐れのある枯れ枝などの処理を最近いたしました。今後も危険木等の除去に努めまして、河川公園の管理を進めてまいりたいと考えております。

○議長（相川繁治君） 4番、長谷川耿聰君。

○4番（長谷川耿聰君） 太い丸太の木、大きな木になっちゃって、ヤナギ、ドロノキが覆いかぶさっているんですよね。剪定するにしても、相当注意を払わなきゃならないし、果たしてあれだけ伸ばして、今後、置いといていいものか。場合によっては、伐倒しなきゃならんのも出てくると思うんですね。特にドロノキ、ヤナギは一番弱い木、樹種なものですから、そのへんを含めて、あのまま本当に置いておくのか、もう一度。聞き取れん面もあったものだから。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（田中正治君） 平成30年度でも、一定の整備はさせていただいたんでございますけれども、31年度で伐根が高い部分は来年度整備予定にしておりますし、川側に寄せてある木の処分についても、予定をしております。今年、15本から16本、伐採しておりますけれども、また内容を見て検討はしてまいりたいと思います。以上です。

○議長（相川繁治君） 4番、長谷川耿聰君。

○4番（長谷川耿聰君） 次に2番目として、

農村公園の整備でございます。この公園は利用しやすく、年に5、6回大きなイベントが予定されています。よく整備されていると思いますが、花木等を再度調査して、このへんで一度剪定をやってはいかがですか。

一度剪定をした経緯があります。その後、私の記憶ですからはっきりしないんですけど、6年くらい剪定しないで、現状のまま置いてあります。あのまま置いておくと、イタヤの木ですから大木になって、しまいには切れなくなってしまうというような状況です。

大変この公園はよく整備されているし、それから草刈りもいいと思います。ただ一つだけ、ここに書いてはいないんですけども、犬を放されている公園になっているんですよ。犬がどこでしっこしているか分からんけど、全体的にあの場所は、トイレみたいな感じがするんですよ。夏になってくると5台くらいキャンプカーが停まっていますし、必ずペットの2、3匹がいるはずですよ。そういう状況も見受けられますので、まずここには犬トイレというんですか、高速自動車道路にあるような、犬を遊ばす公園を作って、それで実際に現状を見て、花木等の状況を見て、1回大々的な剪定作業をやったほうがいいのかと。これについてお答え願います。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（田中正治君） 農村公園の整備でございますけれども、農村公園の管理におきましては、これまで草刈り等を行ってございますけれども、樹木の管理は数年手をかけていないということで、議員のご指摘のとおりでございますので、平成31年度において枯れ木の処理だとか、枝の剪定を行ってまいりたいと考えております。

犬のドッグランについては9月定例会においても議論があったんでございますけれども、

用地等の関係も含めて、そういったご要望に
応えていけるかどうかの検討をするというこ
とでお答えをしておりますので、少し時間を
いただきたいなと思います。

○議長（相川繁治君） 4番、長谷川耿聰君。

○4番（長谷川耿聰君） 花木等を再度調査
して剪定する。農村公園全体を見渡すと、将
来大木になってどうしようもならん木もある
んですね。そういうこともよく調査して、や
ったほうがいいかと思えます。

次に3番目に、村発祥記念碑、歌碑公園。
歌碑公園は開基90年記念事業として設置され、
現在に至っています。したがって、平成4年
に植え付けたままの姿です。公園の状況を
調査して、不要な樹木は伐採するなど美しい
公園にはいかがかと。

現状、行ってみたら、ちょっと小さめの歌
碑だったものですから、どこにあるか分から
ない。ただ、村発祥の記念碑、あれは途中で
あそこに移転されたものです。歌碑公園とし
て作るぞと言って作って、そのまま手入れが
1回もされていないと。ボランティアの方が
何回か枝を切ったり、草取りした経緯はある
と思えます。そういうことで、これも一つ、
家に被さってきているもんですから、ああい
う木はもう一回整備して、僕の記憶では、当
時、名前は出さないほうがいいかなと思うん
ですけれども、その方がイタヤの木を仕立て
たのを持ってきたんだよね。至る所にそうい
うのがあるんだけど、すでにぼうぼうになっ
ちゃっているから。

だから、不要な木、垣根等にある2種類の
木、ヒバの木が約30本、それからエゾ松の木
が29本あるんですよ。ニレの大木があります。
それから村発祥の記念碑のそこには、ナラ
の大木があります。そういうのは、誰かが寄付
されたんだと思うんですけれども、大体30年

ぐらい経つとあれくらいに土地がいいからな
りますけども、もう一回全部きれいに始末し
て、新しく植え直してはどうかと。植え直し
たら必ず手入れをしなきゃならんと。手入れ
しないとまた30年目に同じこと言われると思
いますので、そのへんの考え方を村長、これ
をやるときはに意を決して。

昔、図書館の前の木を1本切るのに、あれ
は39年生でした。中が腐っちゃってね。トウ
ヒの木で用材としてもなんにしても使い物に
ならない木。誰があんなとこに持ってきて植
えたんだって、歴史を調べてみたらどうも言
っている本人らしいんだけど、森林組合の時
代。あの1本の木を切るのに相当時間がかか
ってようやく伐採できたと経緯もあります。
だからある程度、度胸を持ってきれいにして
いただきたい。このように考えております。
以上。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（田中正治君） 村発祥の記念碑、歌
碑公園の樹木についてでございますけれども、
この公園の樹木の状況につきましては、整備
から26年が経過をし、その歳月に合わせて樹
高も高くなり、また、樹木の間隔も込み合っ
ており、近隣住民からも日当たりも悪く、落
ち葉の処理等について改善を求めるとご意見等
も頂戴しております。また、近年ではカラス
が巣を作り、住民を威嚇するなどの苦情もあ
ります。通学路にも面していることから、村
としても安全確保のために、早急な対応が必
要と考え、検討を進めていたところござい
ます。

平成31年度予算の中で、樹木の伐採につ
きましては、記念碑、歌碑、近隣住民及び通
行人に支障をきたさぬよう樹高の高い樹木を
剪定しまして、伐採することで環境美化、景
観改善を図ってまいりたいと考えております。

私、最初に平成31年と申しあげましたけれども、担当課の予算の状況によっては、本年度中に伐採もする可能性もあることを付け加えさせていただきたいと思います。以上です。

○議長（相川繁治君） 4番、長谷川耿聰君。

○4番（長谷川耿聰君） 公園の整備やなんか、私はこれから言うチャンスがあんまりなくなるものですから、もう1点だけ言わせてください。

実は今日、1番最初に山本議員がトマムの公園計画ということをして、住民の方がワークショップをやって、いろいろと絵ができてあがっているんです。たまたま去年、トマムの人があんな熊の出るところへ公園作ってどうするんだって、僕は答えようないのね。みんなが作るっていうから作ったんだし。もともと熊の出る山の中に作っているんだから、熊と共存しながら作った以上はやらなきゃならないんでないかと。そういう考え方もあって、本当にトマムの人たちがこのトマム公園に賛成しているかどうかという疑問があります。

建設するうえでもっと慎重にやってもらいたいのと、今この公園の整備について3つほど言いましたけれども、必ず作った後には、整備をしていかなきゃならん。30何年も90周年のやつを今まで吹っ飛ばしておくからとんでもなく木が大きくなって見づらくなる。だから、トマムの大々的な絵を見ると、あれを作って今後整備していくのにどういう方法でやるのか、このへんの計画もしっかり教えていただきたいと。今日は答弁はよろしいです。そういうことを希望して終わります。

○議長（相川繁治君） 村長。答弁してやってください。そうでないと要望で終わっちゃうので。

○村長（田中正治君） さまざまな事業にお

いて、記念行事において記念植樹、あるいは公園整備、そこには植栽というものが発生をして、議員のご指摘のとおり、放置をすると木が邪魔者になってしまうと。やっぱり適正な管理をすることが必要だろうということをお自分なりに思いました。そういった意味では、トマム公園についても管理がきちんとしていけるような方向で、検討を加えていくということは必要だろうなと思っております。いずれにしても、この公園、樹木については、適正な管理について村としても留意してまいりたいとご理解をお願いいたします。

○議長（相川繁治君） これで一般質問を終わります。ここで午後2時まで休憩します。

休憩 午後1時52分

再開 午後2時00分

○議長（相川繁治君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎日程第4 認定第1号

○議長（相川繁治君） 日程第4、認定第1号、平成29年度占冠村一般会計及び各特別会計歳入歳出決算認定についての件を議題とします。本件について、決算特別委員会の報告を求めます。

決算特別委員長、工藤國忠君。

○決算特別委員長（工藤國忠君） 議長のお許しをいただきましたので、決算特別委員会審査報告をさせていただきます。平成30年9月11日開催の第3回占冠村議会定例会において付託されました、認定第1号、平成29年度占冠村一般会計及び各特別会計歳入歳出決算認定についての件は、去る10月30日・31日、本委員会を開催し、審査の結果、認定すべきものと決定しましたので、会議規則第76条の規定により報告いたします。以上で報告を終わります。

○議長（相川繁治君） これから平成29年度占冠村一般会計及び各特別会計歳入歳出決算認定についての件を採決します。

この採決は起立によって行います。この採決に対する委員長の報告は認定とするものです。委員長の報告のとおり、認定することに賛成の方は起立願います。

（全議員起立）

○議長（相川繁治君） 起立多数です。したがって平成29年度占冠村一般会計及び各特別会計歳入歳出決算認定についての件は、認定することに決定しました。

◎日程第5 議案第1号から日程第7 議案第3号

○議長（相川繁治君） 日程第5、議案第1号、占冠村議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を制定することについての件から日程第7、議案第3号、占冠村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を制定することについての件、3件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。総務課長、多田淳史君。

○総務課長（多田淳史君） それでは議案書1ページをお開きください。議案第1号、占冠村議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を制定することについてご説明を申し上げます。

本件は、人事院勧告に準じまして第5条第2項に規定する期末手当を改正するものでございます。第1条におきまして、平成30年度12月期分を現行100分の227.5から100分の232.5に改め、第2条におきまして、平成31年度の6月期分を現行100分の212.5から100分の222.5に改め、12月期分を100分の232.5から100分の222.5に改めようとするものでござ

います。施行期日につきましては公布の日から施行し、平成30年12月1日から適用することとし、第2条に関しましては、平成31年4月1日から適用することとなっております。

続きまして議案書3ページをお願いいたします。議案第2号、特別職の職員で常勤のものとの給与に関する条例の一部を改正する条例を制定することについてご説明を申し上げます。

本件につきましても人事院勧告に準じまして第4条第2項に規定する期末手当を改正するものでございます。第1条におきまして平成30年度12月期分を現行の100分の227.5から100分の232.5に改め、第2条におきまして、平成31年度の6月期分を現行100分の212.5から100分の222.5に、12月期分を100分の232.5から100分の222.5に改めようとするものでございます。施行期日につきましては公布の日から施行し、平成30年12月1日から適用することとし、第2条に関しましては、平成31年4月1日から適用することとしてございます。

続きまして5ページをお願いいたします。議案第3号、占冠村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を制定することについてご説明を申し上げます。

本件につきましても人事院勧告に準じまして一般職の給与及び勤勉手当について改正するものでございます。職員の給与につきましては初任給を1500円、若年層について1千円程度引き上げ、その他平均で0.2%の改正を行うものでございます。第1条におきまして平成30年度の職員の勤勉手当について、12月期分を現行100分の90を100分の95に改め、再任用職員の勤勉手当を現行100分の42.5を100分の47.5に改めるものと、一般職の給与表の改定でござい

第2条におきましては、職員の期末手当について、6月期分は1.225月を1.30月に、12月期分は1.375月を1.30月に改め、6月期と12月期の割合を同一にするものでございます。再任用職員につきましても同様の考え方から、6月期と12月期分の支給月をそれぞれ0.725月とするものでございます。また、職員の勤勉手当は平成30年度について12月期において、現行0.90月を0.95月に改め、平成31年度の改正については6月期及び12月期において、それぞれ0.925月に改め、再任用職員の勤勉手当についても平成30年度分が12月期分を0.475月に改め、平成31年度の改正については職員と同様の考え方から、それぞれ0.45月に改正するものでございます。施行期日については、一般職の給与については公布の日から施行し、平成30年4月1日から適用、勤勉手当については公布の日から施行し、平成30年12月1日から適用し、第2条の規定につきましては平成31年4月1日から適用することとしてございます。以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（相川繁治君） これで提案理由の説明を終わります。

◎日程第8 議案第4号から日程第13 議案第9号

○議長（相川繁治君） 日程第8、議案第4号、平成30年度占冠村一般会計補正予算、第3号の件から日程第13、議案第9号、平成30年度占冠村介護保険特別会計補正予算、第2号の件までの件、6件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。議案第4号については総務課長、多田淳史君。

○総務課長（多田淳史君） それでは議案書9ページをお開きください。議案第4号、平成30年度占冠村一般会計補正予算、第3号に

ついてご説明を申し上げます。平成30年度占冠村一般会計補正予算、第3号は歳入歳出それぞれ540万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ25億6310万円とするものと、地方債の変更1件でございます。

以下、歳入からご説明申し上げます。15ページをお開きください。今回から様式が若干変わっておりますので、見辛いと思いますがお聞きいただきたいと思っております。それでは、15款、2項、道補助金において4目、農林業費道補助金は森林整備事業補助金で59万2千円の減額。

15款、3項、委託金において1目、総務費委託金は知事・道議選挙委託金で180万円の増額。

16ページをお願いいたします。17款、1項、寄附金において5目、民生費寄附金は福祉事業寄附金3万円の増額。

17ページになります。18款、1項、繰入金において1目、財政調整基金繰入金は財政調整基金繰入金275万8千円の増額。

18ページをお願いいたします。19款、1項、繰越金において1目、繰越金は前年度繰越金133万2千円の増額。

19ページをお願いいたします。20款、3項、貸付金元利収入において7目、奨学資金貸付金収入は奨学資金貸付金収入滞納繰越分58万8千円の増額。

20款、5項、雑入において1目、雑入は農業者年金事務手数料1万6千円の減額です。

20ページをお願いいたします。21款、1項、村債において4目、農林業債は林業専用道鬼峠支線開工事事業50万円の減額でございます。

次に歳出についてご説明をいたします。21ページになります。1款、1項、議会費において1目、議会費は議員手当5万7千円の増

額、議員共済費64万2千円の減額、議場音響設備購入費4万1千円の増額でございます。

22ページになります。2款、1項、総務管理費において1目、一般管理費は臨時雇上賃金37万8千円の増額、人事評価システム委託料35万7千円の増額、富良野広域連合負担金220万円の減額、職員住宅等補助金29万9千円の増額。4目、財産管理費は営工村有住宅屋根雪下ろし業務委託37万8千円、用地測量等業務委託料15万7千円、農協倉庫使用料3万8千円の増額でございます。5目、総合センター管理費は燃料費45万円、修繕料59万6千円の増額。6目、コミュニティセンター管理費は燃料費32万円の増額。10目、旅客自動車運送事業費は燃料費59万5千円、修繕料105万円の増額です。11目、諸費は常勤嘱託賃金1万4千円の増額でございます。

2款、4項、選挙費は知事・道議選挙の告示日が3月21日となっていることから今年度中の必要な予算を計上するもので、23ページでございますように230万円の増額となります。

24ページをお願いいたします。3款、1項、社会福祉費において1目、社会福祉総務費は福祉灯油27万円、福祉基金積立金3万円の増額、介護保険会計繰出金40万円の減額。

3款、2項、児童福祉費において1目、児童福祉総務費は平成29年度子ども・子育て支援交付金返還金13万3千円、平成29年度子どものための教育・保育給付費道費負担金返還金17万2千円、平成29年度子ども・子育て支援体制整備総合推進事業費国庫補助金返還金3千円、平成29年度子どものための教育・保育給付費国庫負担金返還金34万3千円の増額です。2目、保育所費は燃料費20万円の増額でございます。

25ページになります。4款、1項、保健衛

生費において、1目、保健衛生総務費は地域センター病院産婦人科医師確保対策事業負担金34万6千円、妊産婦健康診査費助成金2万円の増額。2目、予防費は総合健診委託料30万円、がん検診・エキノコックス症検査委託料70万円の減額。5目、後期高齢者医療費は北海道後期高齢者医療広域連合市町村負担金95万1千円の増額でございます。

26ページをお願いいたします。6款、1項、農業費において1目、農業委員会費は財源振替。2目、農業振興費は常勤嘱託職員賃金158万1千円の減額。基幹水利施設管理事業負担金28万5千円の増額。5目、農村総合整備費は燃料費2万2千円の増額でございます。

6款、2項、林業費において1目、林業振興費は野生鳥獣専門員29万8千円、常勤嘱託職員賃金2万1千円、熊・鹿駆除捕獲奨励金68万円、燃料費10万7千円の増額、河川公園管理委託業務11万4千円、上トマム地区治山施設調査設計委託業務32万8千円、林道・作業道等草刈業務委託料15万3千円、村有林材製材業務委託料53万9千円の減額、住宅使用料16万6千円の増額、林業専用道鬼峠支線開設工事116万1千円の減額、治山林道協会上川支部負担金7万9千円の減額、有害獣残滓処理補助金40万円の増額でございます。

28ページをお願いいたします。8款、3項、住宅費において1目、住宅管理費は燃料費80万円、修繕料105万8千円の増額、遊具定期点検業務6万3千円、占冠団地排水管清掃委託料37万8千円、教員住宅給湯機取替工事20万4千円、住宅用火災警報器交換工事31万9千円の減額でございます。

29ページです。10款、1項、教育総務費において2目、事務局費は燃料費6万5千円の増額。3目、義務教育振興費は臨時雇上賃金140万5千円の減額、講師謝礼16万円、費用

弁償13万5千円の増額。4目、育英事業費は燃料費15万7千円の増額でございます。

10款、2項、小学校費において1目、学校管理費は燃料費107万円、光熱水費42万5千円の増額。2目、教育振興費は要・準要保護児童援助費3万円の増額でございます。

10款、3項、中学校費において1目、学校管理費は燃料費85万3千円、光熱水費2万2千円の増額、学校管理備品購入費7万4千円の増額。2目、教育振興費は燃料費5万7千円の増額でございます。

30ページをお願いいたします。10款、4項、社会教育費において3目、コミュニティプラザ管理費は燃料費20万9千円の増額です。

31ページになります。13款、1項、普通財産取得費において1目、土地取得費は手数料4万7千円の増額、土地購入費59万8千円の減額です。2目、建物取得費は建物取得費7万5千円の減額でございます。

32ページをお願いいたします。14款、1項、職員費において1目、職員費は一般職給料119万円の減額。特別職手当等9万円、一般職手当等110万円の増額でございます。

戻りまして10ページ及び11ページをお願いいたします。補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正のとおりでございます。12ページをお願いいたします。地方債の補正につきましては、第2表のとおり、過疎対策事業債につきまして変更しようとするものでございます。以上、ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（相川繁治君） 議案第5号から議案第6号については、住民課長、小尾雅彦君。

○住民課長（小尾雅彦君） 議案書33ページをお願いいたします。議案第5号、平成30年度占冠村国民健康保険事業特別会計補正予算、第3号の提案内容の説明をいたします。平成

30年度占冠村国民健康保険事業特別会計補正予算、第3号は、歳入歳出それぞれ70万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億7350万円にしようとするものです。歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は第1表、歳入歳出予算補正によります。

以下、事項別明細書にて説明を申し上げます。37ページをお願いいたします。4款、1項、道補助金、1目、保険給付費等交付金におきまして、特別交付金で37万円の増額です。

38ページです。5款、1項、繰入金、1目、一般会計繰入金では、職員給与費等繰入金で3万円の増、その他一般会計繰入金で3万円の減額です。2目、国保財政調整基金繰入金では11万9千円の増額です。

39ページです。6款、1項、繰越金、1目、繰越金で前年度繰越金が21万1千円の増額です。

40ページです。歳出です。1款、1項、総務管理費において1目、一般管理費では一般職給与で5千円の増額、一般職の職員手当で2万5千円の増額です。2目、連合会負担金では、国保連合会北海道クラウドプレミアム運用負担金で27万円の増額です。

1款、4項、趣旨普及費、1目、趣旨普及費では消耗品で3万円の減額です。

41ページ、5款、2項、保健事業費、1目、保健事業費ではがん検診委託料で43万円の増額です。

続きまして、議案43ページです。議案第6号、平成30年度村立診療所特別会計補正予算、第2号の提案理由のご説明をいたします。平成30年度村立診療所特別会計補正予算、第2号は、歳入歳出それぞれ10万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ9050万円にしようとするものです。歳入歳出予算の補正の款

項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は第1表、歳入歳出予算補正によります。

以下、事項別明細書にてご説明申し上げます。47ページをお願いいたします。歳入です。5款、1項、繰越金、1目、繰越金は前年度繰越金で10万円の増額です。

48ページ、歳出です。1款、1項、施設管理費、1目、一般管理費では一般職給与で6千円の増額、一般職の職員手当で1万9千円の増額、共済組合分の共済費で2万6千円の減額、退職手当組合分で1千円の増額です。

3目、トマム診療所管理費では燃料費で8万円の増額です。

49ページ、2款、1項、医業費、2目、トマム診療所医療用機械器具費では超音波診断装置等賃借料で2万円の増額となっております。以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（相川繁治君） 議案第7号から議案第8号については、建設課長、小林昌弘君。

○建設課長（小林昌弘君） 議案書51ページをお願いいたします。議案第7号、平成30年度占冠村簡易水道事業特別会計補正予算、第2号についてご説明いたします。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ70万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億670万円とするものでございます。

議案書55ページをお願いいたします。歳入より説明いたします。1款、2項、1目、審査手数料8万5千円の増額。

56ページです。4款、1項、1目、繰越金、前年度繰越金で1万7千円の増額。

57ページです。5款、1項、1目、雑入、消費税及び地方消費税還付金で80万2千円の減額でございます。

58ページです。歳出の説明をいたします。

1款、1項、1目、一般管理費、3節、職員手当等、一般職3万円の増額でございます。

59ページです。2款、1項、1目、施設維持費、11節、需用費、修繕料60万円の増額でございます。14節、使用料及び賃借料、水道料金システムリース料105万5千円の減額。15節、工事請負費、量水器取替工事8万5千円、ろ過池砂補充工事13万円の減額。16節、原材料費、量水器の購入で6万円の減額でございます。

議案書52ページ、53ページをご覧ください。補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正のとおりでございます。ご審議、よろしくお願いいたします。

続きまして、議案書61ページをお願いいたします。議案第8号、平成30年度占冠村公共下水道事業特別会計補正予算、第2号についてご説明いたします。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ20万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億1040万円とするものでございます。

議案書65ページです。歳入より説明いたします。5款、1項、2目、浄化槽事業、前年度繰越金で20万円の増額。

66ページです。歳出の説明をいたします。1款、1項、1目、下水道費、2節、給料、一般職1万2千円の増額。3節、職員手当等、一般職2万1千円の増額。4節、共済費、一般職共済組合分4万円の減額、一般職退職手当組合分7千円の増額でございます。

67ページです。2款、1項、1目、下水道費、12節、役務費、手数料で11万円の増額。13節、委託料、下水道台帳補正業務2千円の減額、下水道管渠清掃委託業務10万8千円の減額でございます。2目、浄化槽費、11節、修繕料20万円の増額でございます。

戻りまして議案書62ページ、63ページご覧

ください。補正後の歳入歳出予算の金額は第1表、歳入歳出予算補正のとおりでございます。ご審議よろしくお願いいたします。

○議長（相川繁治君） 議案第9号については、福祉子育て支援課長、木村恭美君。

○福祉子育て支援課長（木村恭美君） 議案書の69ページをお願いいたします。議案第9号、平成30年度占冠村介護保険特別会計補正予算、第2号についてご説明申し上げます。平成30年度占冠村介護保険特別会計補正予算、第2号は歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ10万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億950万円とするものです。

以下、事項別明細書においてご説明いたします。73ページをお願いいたします。歳入についてご説明いたします。3款、国庫支出金、2項、国庫補助金において3目、事務費補助金、介護保険事業費補助金で40万円の増額。

74ページをお願いいたします。7款、繰入金、1項、一般会計繰入金において4目、その他一般会計繰入金、事務費繰入金で40万円の減額。

75ページにまいりまして、8款、1項、1目、繰越金において前年度繰越金で10万円の増額でございます。

続きまして歳出についてご説明いたします。76ページをお願いいたします。1款、総務費、1項、総務管理費において1目、一般管理費は財源振替でございます。

77ページにまいりまして2款、保険給付費、1項、介護サービス等諸費において1目、居宅介護サービス等給付費で40万円の増額。2目、介護支援サービス等給付費で30万円の増額。3目、施設介護サービス等給付費で177万円の減額。

2款、3項、1目、特定入所者介護サービ

ス等費において117万円の増額。

78ページをお願いいたします。3款、1項、地域支援事業費において2目、一般介護予防事業費、需用費の修繕料で1千円の減額。3目、包括的支援事業費において一般職給料で5千円の増額、共済費、一般職共済組合分で5千円の減額。

79ページにまいりまして4款、諸支出金、1項、償還金及び還付加算金において2目、償還金で1千円の増額でございます。

70ページ、71ページにお戻り願います。補正後の額につきましては第1表、歳入歳出予算補正のとおりでございます。以上、提案理由の説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（相川繁治君） これで提案理由の説明を終わります。

◎散会宣言

○議長（相川繁治君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

これで本日の会議を閉じます。

本日はこれで散会します。

散会 午後2時36分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 31年 1月 11日

占冠村議会議長 相 川 繁 治

(署 名 議 員)

占冠村議会議員 山 本 敬 介

占冠村議会議員 五十嵐 正 雄

平成30年第4回占冠村議会定例会会議録（第2号）

平成30年12月14日（金曜日）

○議事日程

		議長開会宣言（午前10時）
日程第 1	議案第 1号	占冠村議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて
日程第 2	議案第 2号	特別職の職員で常勤のものとの給与に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて
日程第 3	議案第 3号	占冠村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて
日程第 4	議案第 4号	平成30年度占冠村一般会計補正予算（第3号）
日程第 5	議案第 5号	平成30年度占冠村国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
日程第 6	議案第 6号	平成30年度村立診療所特別会計補正予算（第2号）
日程第 7	議案第 7号	平成30年度占冠村簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）
日程第 8	議案第 8号	平成30年度占冠村公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
日程第 9	議案第 9号	平成30年度占冠村介護保険特別会計補正予算（第2号）
日程第 10	同意案第 1号	占冠村教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
日程第 11	意見書案第 10号	難病医療費助成制度の改善を求める意見書
日程第 12	意見書案第 11号	2019年度地方財政の充実・強化を求める意見書
日程第 13	意見書案第 12号	道教委「これからの高校づくりに関する指針」を抜本的に見直しすべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める意見書
日程第 14	意見書案第 13号	核兵器禁止条約の日本政府の署名と批准を求める意見書
日程第 15		閉会中の継続調査・所管事務調査申出

○出席議員（7人）

議長	8番	相川 繁治 君	副議長	1番	工藤 國忠 君
	3番	大谷 元江 君		4番	長谷川 耿聰 君
	5番	山本 敬介 君		6番	五十嵐 正雄 君
	7番	佐野 一紀 君			

○欠席議員（0人）

○出席説明員

(長部局)

占 冠 村 長	田 中 正 治	副 村 長	松 永 英 敬
会 計 管 理 者	伊 藤 俊 幸	総 務 課 長	多 田 淳 史
企 画 商 工 課 長	三 浦 康 幸	地 域 振 興 対 策 室 長	藤 田 尚 樹
農 林 課 長	平 岡 卓	林 業 振 興 室 長	今 野 良 彦
建 設 課 長	小 林 昌 弘	住 民 課 長	小 尾 雅 彦
福祉子育て支援課長	木 村 恭 美	ト マ ム 支 所 長	平 川 満 彦
総 務 担 当 主 幹	阿 部 貴 裕	職 員 厚 生 担 当 主 幹	森 田 梅 代
財 務 担 当 主 幹	鈴 木 智 宏	企 画 担 当 係 長	佐々木 智 猛
商工観光担当係長	橘 佳 則	農 業 担 当 係 長	杉 岡 裕 二
林業振興室主幹	高 桑 浩	建 築 担 当 主 幹	嵯 峨 典 子
環境衛生担当主幹	後 藤 義 和	戸 籍 担 当 係 長	竹 内 清 孝
国保医療担当主幹	上 島 早 苗	社 会 福 祉 担 当 係 長	野 原 大 樹
介 護 担 当 主 幹	細 川 明 美	子 育 て 支 援 室 主 幹	石 坂 勝 美

(教育委員会)

教 育 長	藤 本 武	教 育 次 長	合 田 幸
学校教育兼総務担当主幹	松 永 真 里	社 会 教 育 担 当 主 幹	蠣 崎 純 一

(農業委員会)

会 長	安 田 堅 吾	事 務 局 長	平 岡 卓
-----	---------	---------	-------

(選挙管理委員会)

書 記 長	多 田 淳 史
-------	---------

(監査委員)

監 査 委 員	木 村 英 記	監 査 委 員	山 本 敬 介
事 務 局 長	岡 崎 至 可		

○出席事務局職員

事 務 局 長	岡 崎 至 可	主 事	久 保 璃 華
---------	---------	-----	---------

◎開議宣言

○議長（相川繁治君） ただいまの出席議員は7名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

◎議事日程

○議長（相川繁治君） 本日の議事日程は、あらかじめ、お手元に配布したとおりです。

◎日程第1 議案第1号

○議長（相川繁治君） 日程第1、議案第1号、占冠村議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を制定することについての件を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これから議案第1号、占冠村議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を制定することについての件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 異議なしと認めます。したがって議案第1号は原案のとおり可決しました。

◎日程第2 議案第2号

○議長（相川繁治君） 日程第2、議案第2号、特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条例を制定することについての件を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これから議案第2号、特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条例を制定することについての件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 異議なしと認めます。したがって議案第2号は原案のとおり可決しました。

◎日程第3 議案第3号

○議長（相川繁治君） 日程第3、議案第3号、占冠村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を制定することについての件を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(相川繁治君) 討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これから議案第3号、占冠村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を制定することについての件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(相川繁治君) 異議なしと認めます。したがって議案第3号は原案のとおり可決しました。

◎日程第4 議案第4号

○議長(相川繁治君) 日程第4、議案第4号、平成30年度占冠村一般会計補正予算、第3号の件を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

5番、山本敬介君。

○5番(山本敬介君) おはようございます。何点かお聞きしていきたいと思っております。まず、議案22ページ、2款、総務費、1項、総務管理費の5目、総合センター管理費、11節、需用費の修繕料59万6千円の内容をお願いします。

その下、10目、旅客自動車運送事業費、11節の修繕料について、伺いたいと思っております。

続きまして、26ページ、6款、農林業費、2項、林業費の中の1目、8節、報償費、熊・鹿駆除捕獲奨励金68万円の内容についてお伺いいたします。

27ページ、同じく6款、2項の19節、有害

獣残滓処理補助金についてお伺いいたします。

また、狩猟に関してなんですけれども、12月5日に恵庭市で痛ましい誤射の事故がありまして、1名の方が亡くなられております。その後、どういった対応になっているか。村内の狩猟の状況、猟区を含めてお伺いいたします。

31ページ、13款、1項、1目、土地取得費の中の17節、公有財産購入費、土地購入費の59万8千円の減について、内容をお伺いしたいと思います。以上です。

○議長(相川繁治君) 林業振興室長、今野良彦君。

○林業振興室長(今野良彦君) 山本議員のご質問にお答えいたします。26ページ、熊・鹿駆除捕獲奨励金の増額の件でございますが、まず、熊につきましても、当初、5頭ということで予算計上しておりましたが、現在、9頭ということで、4頭増えております分の増額でございます。なお、冬期を迎えてこれ以上の頭数の捕獲はないと考えております。

次に、鹿でございますが、当初300頭の捕獲を予算計上しておりましたが、現在、274頭捕獲しております。今年は鹿の捕獲数が多くて、過去最大の上限が380頭ということで、その上限に合わせまして残り106頭分、68万の増ということでございます。

次に、27ページの有害獣残滓処理補助金の増額の件でございますが、これにつきましては、鹿の駆除が多くなるということで、これに併せて増額したものです。

山本議員の狩猟に関する質問にお答えいたしますが、不幸にも石狩管内の国有林で38歳という国有林の職員がマナー違反というにはあまりにも軽すぎることで亡くなられております。それを受けて、村としてどう対応するかということで、検討してまいりました。

まず、文書によって猟友会占冠分会の方々
に注意喚起の文書を送付しています。それか
ら、猟区ということで、安心・安全な猟とい
うことで進めておりますが、それを受けて、
南部森林管理署から占冠村については、そう
いう取り組みがあるので、狩猟については国
有林内であっても行うことについては了解し
ます、という返事をいただいております。

ただし、北海道猟友会は年内の自粛という
こと。それから、国有林内は、今日の報道に
もありましたけれども、年度内の狩猟禁止と
いうことが出ております。そこで、北海道猟
友会の会員の皆様が、もし、猟区に申し込み
されたときは、年内についてはそういうこと
で自粛願いたいということでお知らせして
おります。それから、年明け、国有林につ
いては年度内ということなので、申し込み
があっても北海道の猟友会の会員の方につ
いては、国有林の中は狩猟ができませんよ
ということでお知らせするという対応を取
りたいと思っております。

なお、村民の方には、本日、村長から決
裁がおりておりますので、ホームページで
村民向けにお知らせすると、全国のハン
ターに分かるようにハンター向けのお知
らせを公開いたします。以上でございます。

○議長（相川繁治君） 総務課長、多田淳史君。

○総務課長（多田淳史君） お答えいた
します。まず、22ページの総合センター
管理費、需用費の修繕料59万6千円の
増になります。こちらにつきましては、
総合センターのボイラー関連の修繕
費、それから、占冠地域交流館の修繕
料ということで59万6千円を計上さ
せていただいております。

31ページの土地取得費の土地購入費
59万8千円の減ですけれども、こちら
につきましては

は、今年度、農協倉庫、村で借りて
いる倉庫を富良野農協から土地と建
物を取得することによって、当初
予算を計上してございまして、この
度、正確な値段が分かってござい
まして、59万8千円を減額するとい
うことになっております。以上です。

○議長（相川繁治君） 林業振興室長、今野良彦君。

○林業振興室長（今野良彦君） 一部、
漏れておりましたのでお話ししま
す。猟区の狩猟については先ほど
申し上げましたけれども、農業被害
の有害駆除については従来どおり
行っていくということですが、こ
ういう事例が発生してからのこと
なので、農業関係者の団体の方に
その旨で要請を受けた形で有害
駆除を行っていくということに
してあります。以上です。

○議長（相川繁治君） 建設課長、小林昌弘君。

○建設課長（小林昌弘君） 山本議員
のご質問にお答えいたします。22
ページ、2款、1項、10目、11
節、需用費、修繕料の105万円
の計上についてご説明いたします。
こちらにつきましては、村営バス
の修繕料でありまして、突発的な
修繕の対応ということで45万円、
151号車のマフラー修繕で60
万円の計上でございます。以上
です。

○議長（相川繁治君） 5番、山本敬介君。

○5番（山本敬介君） 少し補足で聞
きたいんですけども、まず、22
ページの総合センター管理費の
需用費の修繕料、地域交流館の
どの部分を修繕したいのかお伺
いしたいと思っております。

あとは、土地購入費、農協倉庫
ですけれども、結果、いくらで
売買になったのか。分かれば
教えてください。以上です。

○議長（相川繁治君） このままの
状態で暫

時休憩します。

休憩 午前10時14分

再開 午前10時16分

○議長（相川繁治君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

総務課長、多田淳史君。

○総務課長（多田淳史君） お待たせして申し訳ございません。まず、総合センター管理費の修繕料の関係ですけれども、地域交流館の屋根に上るタラップといいますか、階段部分の修繕ということになります。

それから、土地取得費の農協倉庫の土地購入費ですけれども、購入予定額が38万9千円ということで確定するところでございます。

○議長（相川繁治君） 他に質疑はありませんか。

3番、大谷元江君。

○3番（大谷元江君） おはようございます。24ページ、3款、民生費、1項、社会福祉費の1目、社会福祉総務費で福祉灯油27万円の増額になっておりますが、この増額の理由。1戸単価が増えたのか、燃料高騰にもよるとの回答になるのかなと思いますけれども、どのくらいになっているのか、理由をお聞きします。

次に、25ページ、4款、1項、保健衛生費、2目、予防費のがん検診・エキノコックス症検査委託料70万円の減、関連で国民健康保険会計のほうにもあるんですけれども、この減額の理由をお聞きします。

28ページ、8款、3項、土木費の住宅費、1目、住宅管理費、11節、需用費、燃料費の80万円の増。これは燃料高騰にもよると思いますけれども、何軒に相当するものなのかお聞きします。

31ページ、先ほど山本議員も質問しているんですが、13款、1項、普通財産取得費の2

目、建物取得費、17節、公有財産購入費の7万5千円の減。農協倉庫の建物なのか、どこの建物なのか。関連しているならば22ページの2款、1項、4目、財産管理費、農協倉庫使用料、3万8千円の増額になっていて、関連を説明願います。以上です。

○議長（相川繁治君） 総務課長、多田淳史君。

○総務課長（多田淳史君） お答えいたします。建物取得費の7万5千円の減ですけれども、こちらにつきましては先ほども申し上げましたとおり、現在、村で借受けしている農協倉庫を買うということになっております。その関連としまして使用料を増額しているところですが、年度当初に購入の予定をしていましたが、先方との話が遅れておりましたので、購入時期がずれたということで使用料を計上しなければいけなくなったということでございます。

○議長（相川繁治君） 建設課長、小林昌弘君。

○建設課長（小林昌弘君） 大谷議員のご質問にお答えいたします。28ページ、8款、3項、1目、11節、需用費、燃料費80万円の増額です。こちらにつきましては、占冠駅前の地域振興住宅の灯油代の高騰により増額でございます。平成30年度で予算を組む時にはリッター80円で組んでおりましたけれども、現在、この補正ではリッター103円で試算しておりますので、このような増額になってございます。以上です。

○議長（相川繁治君） 福祉子育て支援課長、木村恭美君。

○福祉子育て支援課長（木村恭美君） 大谷議員のご質問にお答えいたします。24ページ、3款、1項、1目、社会福祉総務費、20節、扶助費の福祉灯油の件でございます。議員の

おっしゃるとおり、灯油単価の高騰という理由ですけれども、当初予算で1世帯あたり1万8千円の90世帯ということで見込んでおりましたが、高騰ということで1世帯当たり2万1千円ということで増額予算を上げております。以上です。

○議長（相川繁治君） 住民課長、小尾雅彦君。

○住民課長（小尾雅彦君） 大谷議員の質問なんです、25ページ、4款、1項、2目、予防費で委託料の科目でがん検診・エキノコックス検査委託料70万円の減額内容です。減額内容につきましては、詳細は各種がん検診の項目がありますので、それぞれ受診の結果に基づきまして減額措置になります、大きくは胃がん検診が当初から14人、受診率で少なくなったとか、前立腺がん検診の受診率が低かったものから、当初から見ますと52人減員ということで、それぞれのがん検診の項目で受診率の結果、トータルで70万円ほどの減額です。併せて、国保加入者の受診者については、国保の特別会計に移行して、あくまで国保加入者の分については別途交付金措置が取られるということで、経費のやりとりになっています。以上です。

○議長（相川繁治君） 3番、大谷元江君。

○3番（大谷元江君） がん検診の件で受診率の減ということですが、減になった理由とか、がん検診は予防として受診率を上げるようにということでは言われていますよね。減になった理由もあると思いますけれども、今後、この受診率が減にならないような方策は考えていますか。

○議長（相川繁治君） 住民課長、小尾雅彦君。

○住民課長（小尾雅彦君） 総合健診とがん検診については、健診の必要性を機会のある

ごとに保健師から住民に伝えさせていただいております。保健カレンダーでも検診を受けることによって早期発見、早期治療で医療費も抑制されるということで呼びかけは行っておりますが、それぞれの検診項目で住民の関心度が高い、対象者から受診者の割合を出しても肺がん検診が22%の受診率で、これが一番高い状態です。胃がん検診で10%以下なんですよね。

受診率については、住民が必要性は理解しつつも一般の病院に受診されていて、検診を受けるまでなくても、自分は大丈夫だという確信のもとに検診を受けなくても健康管理はしていますというようなスタイルがあるものですから、受診率の回復は課題なんです、医療機関からの情報提供もいただきながら住民の健康管理も保健師が行っておりますので、情報提供を改善していかないと健康管理ができないだろうということで考えております。医療機関も、富良野については医師会との提携で情報提供してもらえますが、広範囲に旭川ですとか、札幌まで利用される方もいますので、そうなった場合は情報提供を受けられないということで、実際のところは詳細の把握ができていません。沿線の関係については取り決めて情報をいただいております。以上です。

○議長（相川繁治君） 他に質疑はありませんか。

6番、五十嵐正雄君。

○6番（五十嵐正雄君） 1点だけ、農協倉庫・土地を購入したということで、31ページに載って説明を受けたわけですがけれども、住民感情から言えば、南富良野農協と占冠農協が合併する時に、持参金を付けて、つまり、住民の税金を使って、莫大な金を持参して南富良野農協と合併したと。最終的に富良野農

協という形で広域合併しているということで、多くの住民や農家の人たちは反対していたんですけれども、残念ながら合併された。挙句の果てに、合併するのであればお金を持ってこいという話で合併した経過があります。そういった経過から言えば、この農協倉庫・土地についてはどうぞ、占冠村さんで住民のために使ってくださいということで本来なら農協から寄付されるべき代物であると考えております。

最終的には買ったということなので、それはそれで理解するわけなんですけれども、問題は、この購入した土地・建物をどういう形で使うのか。目的がきちんとあって購入したのか。それとも無理やり農協に買わされたのか。そのへんについて、明確な答弁をお願いします。

○議長（相川繁治君） 総務課長、多田淳史君。

○総務課長（多田淳史君） お答えいたします。農協倉庫につきましては、以前より村で使用させていただいていた経緯もございまして、この度、購入のお話、富良野農協自体が各地の倉庫ですとか、建物について売却したいということでお話を各自治体にされていたという経緯もございました。今回、そういうお話があって、私たちも長年使用させていただいたものですから、そのまま継続で使用するということと、今後、新たな使用方法というのはまだ考えておりませんが、現在の使用方法で使用可能だということで、購入をさせていただいたということでございます。

○議長（相川繁治君） 他に質疑はありますか。

7番、佐野一紀君。

○7番（佐野一紀君） 25ページをお願いします。4款、衛生費の1項、保健衛生費、1目、地域センター病院産婦人科医師確保対策

事業負担金についてお聞きします。これは協会病院のことだと思うんですが、負担金34万6千円については、過去の利用人数から医師の確保のための負担金ということだと思いますが、お聞きいたします。

○議長（相川繁治君） 住民課長、小尾雅彦君。

○住民課長（小尾雅彦君） 佐野議員のご質問にお答えいたします。25ページ、4款、1項、1目、保健衛生総務費の負担金です。議員のおっしゃるとおり、地域センター病院の産婦人科医の医師確保対策事業負担金ですので、富良野協会病院の産婦人科医の医師の経費となります。富良野沿線での担当者会議、首長会議を経て決められたわけですが、過去、3カ年の患者数割で産婦人科の経費の負担を取り決めるということで、構成市町村での取り決めがあります。占冠で患者数割が平成27年182人、28年で143人、29年で67人、産婦人科の外来の患者数は3カ年合計で392人という数字で、かかる経費の2201万1千円を富良野沿線5市町村の構成費割で負担を決めております。占冠村の負担は1.57%ということで、算出された金額34万6千円ということで沿線首長の合意の下で今回、補正措置させていただいている状況です。以上です。

○議長（相川繁治君） 7番、佐野一紀君。

○7番（佐野一紀君） 産婦人科医師確保ということで説明がありましたが、内科医も協会病院では0人なんですよ。他の科目の医師を確保する時にもそういう算定がされるということですか。

○議長（相川繁治君） 住民課長、小尾雅彦君。

○住民課長（小尾雅彦君） 内科医師も不在の状況で診療されていますが、負担としての措置は内科の分はございません。地域センタ

一病院として関係市町村で負担をしている経費の名目としては、広域の救急医療対策、小児救急医療支援。今回、これに加えて産婦人科医の確保ということでの項目の3点でございますので、これ以上の負担はございません。

○議長（相川繁治君） 他に質疑はありますか。

4番、長谷川耿聰君。

○4番（長谷川耿聰君） 26ページ、6款、2項、1目、林業振興費の13目の委託料、113万4千円、4項目が減額になっていますけれども、この内訳についてお知らせ願います。

○議長（相川繁治君） 林業振興室長、今野良彦君。

○林業振興室長（今野良彦君） 長谷川議員のご質問にお答えいたします。26ページ、委託料の減額の内訳でございますが、4項目についてすべて事業が完了しておりますので、そのための執行残でございます。その中で、一番下、村有林材製材業務委託料は当初の見込みよりもトラック運賃等にかかる経費が安く抑えられたということが理由となります。そのほかは全て事業確定による執行残でございます。

○議長（相川繁治君） 4番、長谷川耿聰君。

○4番（長谷川耿聰君） 村有林材製材事業委託料が、全部事業が終わっているから減額したという答弁ですけれども、製材業務等についてはいつ発生するか分からないから、全部終わったことにはならないんですか。実際にこの業務はどのようなことをやって、どのくらい収入があって、どのくらい赤字になったか、事業の内容を丁寧に教えてください。

○議長（相川繁治君） 林業振興室長、今野良彦君。

○林業振興室長（今野良彦君） 長谷川議員

のご質問にお答えいたします。村有林材製材業務委託につきましては、従来ございませんでした。これについては、保育所の用材として村有林材を使うということで今年取り組んだ事業でございます。結果として、これ以上事業がございませんので事業を確定して減額したということでございます。

○議長（相川繁治君） 4番、長谷川耿聰君。

○4番（長谷川耿聰君） 製材業ですから保育所の木を製材するばかりでなく、一般・民間から製材工場へ仕事が行くのか行かないのか。行かないならどういうわけで行かないのか。製材の仕方が悪いから行かないのか。手挽きするものですから寸検があうとか、あわないとかという話を聞くんですけども、そのへんの中身はどうなっているのか、教えてください。

○議長（相川繁治君） 林業振興室長、今野良彦君。

○林業振興室長（今野良彦君） この製材につきましては、村が直接、丸太を製材工場に売ったりするという事業はございません。すべて、丸太を製材業者に、立木のまま造材業者に売るという事業を進めております。村が直接製材をすとか、長谷川議員は簡易製材機のことをおっしゃっているのかもしれませんが、これにつきましては、使いたい人に使ってもらおうということで商売として精度の高い製材を生産する目的ではございません。あくまでも、村が製材をする事業は取り組んでおりません。

この村有林材製材業務委託料につきましても、名前として、誤解するような面もあるかもしれませんが、これについては、村有林材の丸太を直接広葉樹と針葉樹、それぞれ扱う業者に製材を委託したという形でございまして、精度が悪いとかそういう問題の事業では

ございません。今後も、村の公共施設が立つことがあればこのような村有林材を使うということで業務が増えることがあるかもしれませんが、近々にこういう事業はございません。今回、保育所の材を村有林材として使いたいということでございましたので、それで作った事業でございます。以上です。

○議長（相川繁治君） 長谷川議員は3回質問したので終わりです。

他に質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これから議案第4号、平成30年度占冠村一般会計補正予算、第3号の件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 異議なしと認めます。したがって議案第4号は原案のとおり可決しました。

ここで10時55分まで休憩いたします。

休憩 午前10時42分

再開 午前10時55分

○議長（相川繁治君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎日程第5 議案第5号

○議長（相川繁治君） 日程第5、議案第5号、平成30年度占冠村国民健康保険事業特別会計補正予算、第3号の件を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

3番、大谷元江君。

○3番（大谷元江君） 先ほどもお聞きしておりますけれども、41ページ、5款、2項、1目、保健事業費のがん検診委託料の43万円の増額です。先ほど、国保加入者ということでお伺いしたんですが、これは国保の加入者でがん検診を受ける人が増えたという理由でよろしいでしょうか、確認です。

○議長（相川繁治君） 住民課長、小尾雅彦君。

○住民課長（小尾雅彦君） 大谷議員の質問にお答えいたします。41ページ、5款、2項、1目、保健事業費の13節、委託料の中のがん検診委託料、43万円の増額です。これまで国保加入者の分は一般会計で見えていました。9月の補正でもあったんですが、今年度から国保加入者の検診業務につきましては交付金が得られるということで、国保会計での支出に移行しております。実績に基づいて国保加入者の分を見込んで数値を出しているんですが、個別に受診率を上げるような努力ということで、医療機関とのやり取りでデータをいただく関係で経費も発生したりするものですから、それぞれ胃がん・肺がん・大腸がんの経費を実績ではじき直して算出されたということになります。

○議長（相川繁治君） 他に質疑はありますか。

4番、長谷川耿聰君。

○4番（長谷川耿聰君） 36ページ、歳入の一覧表があります。今回の補正額と補正後の額が分かるんですけども、1点だけ聞きたいのは、国民健康保険税。補正後の額も補正額も変わっていないんです。変わらないということは保険税を徴収しなかったということ

になると思うんですけど、何千円かは入ると
思うんですけど、そのへんのことについてお
知らせ願います。

○議長（相川繁治君） 総務課長、多田淳史
君。

○総務課長（多田淳史君） お答えいたしま
す。この様式の関係で混乱があるかと思いま
すので、私のほうから、様式を変えさせてい
ただいておりますのでご説明させていただき
たいと思います。

事項別総括の表になります。こちらは補正
予算の各款の補正予算、補正していないもの
もかかわらず、全ての款について記載してお
ります。ですので、比較でゼロになっている
のは、今回補正をしていないということでゼ
ロ表示です。補正後と補正の前の額が同じと
いうことになっていますので、今後、例えば
3月ですとか、専決のときに国保税はいろい
ろ発生してくると思いますので、確定した場
合は、補正した段階で比較ということで数字
が出てきますので、今回は補正がないとい
うことでゼロの表示をさせていただいており
ます。

○議長（相川繁治君） 他に質疑ありませ
んか。

（「なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませ
んか。

（「なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 討論なしと認めます。
これをもって討論を終わります。

これから議案第5号、平成30年度占冠村国
民健康保険事業特別会計補正予算、第3号の
件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議
ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 異議なしと認めます。
したがって議案第5号は原案のとおり可決
しました。

◎日程第6 議案第6号

○議長（相川繁治君） 日程第6、議案第6
号、平成30年度村立診療所特別会計補正予算、
第2号の件を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませ
んか。

（「なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませ
んか。

（「なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 討論なしと認めます。
これをもって討論を終わります。

これから議案第6号、平成30年度村立診療
所特別会計補正予算、第2号の件を採決しま
す。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議
ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 異議なしと認めます。
したがって議案第6号は原案のとおり可決
しました。

◎日程第7 議案第7号

○議長（相川繁治君） 日程第7、議案第7
号、平成30年度占冠村簡易水道事業特別会計
補正予算、第2号の件を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませ

んか。

(「なし」の声あり)

○議長(相川繁治君) 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(相川繁治君) 討論なしと認めます。
これをもって討論を終わります。

これから議案第7号、平成30年度占冠村簡易水道事業特別会計補正予算、第2号の件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(相川繁治君) 異議なしと認めます。
したがって議案第7号は原案のとおり可決しました。

◎日程第8 議案第8号

○議長(相川繁治君) 日程第8、議案第8号、平成30年度占冠村公共下水道事業特別会計補正予算、第2号の件を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(相川繁治君) 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(相川繁治君) 討論なしと認めます。
これをもって討論を終わります。

これから議案第8号、平成30年度占冠村公共下水道事業特別会計補正予算、第2号の件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(相川繁治君) 異議なしと認めます。
したがって議案第8号は原案のとおり可決しました。

◎日程第9 議案第9号

○議長(相川繁治君) 日程第9、議案第9号、平成30年度占冠村介護保険特別会計補正予算、第2号の件を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(相川繁治君) 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(相川繁治君) 討論なしと認めます。
これをもって討論を終わります。

これから議案第9号、平成30年度占冠村介護保険特別会計補正予算、第2号の件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(相川繁治君) 異議なしと認めます。
したがって議案第9号は原案のとおり可決しました。

◎日程第10 同意案第1号

○議長(相川繁治君) 日程第10、同意案第1号、占冠村教育委員会委員の任命につき同意を求めることについての件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

村長。

○村長（田中正治君） 議案書の81ページをお願いいたします。同意案第1号、占冠村教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて、提案理由をご説明申し上げます。

占冠村教育委員会委員の任期満了に伴い、新たに門間敬行氏を教育委員会委員として任命したいので地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

同氏は1996年に本村に移住して以来、自然写真家として活動されると共にコミュニティ・スクールにおける地域学習の講師など地域と密着した教育活動もされていることから今後の本村の教育行政を進めるうえで適任と考えており、同意を求めるものでございます。なお、同氏の経歴につきましては、裏面のとおりでございます。任期は平成31年1月1日から平成34年12月31日まででございます。以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（相川繁治君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を省略します。

お諮りします。

同意案第1号、占冠村教育委員会委員の任命につき同意を求めることについての件は、これに同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 異議なしと認めます。したがって同意案第1号、占冠村教育委員会委員の任命につき同意を求めることについての件は、これに同意することに決定しました。

◎日程第11 意見書案第10号から日程第14 意見書案第13号

○議長（相川繁治君） 日程第11、意見書案第10号、難病医療費助成制度の改善を求める意見書の件から日程第14、意見書案第13号、核兵器禁止条約の日本政府の署名と批准を求める意見書までの件、4件を一括議題とします。

提案理由を求めます。意見書案第10号については大谷元江君。

○3番（大谷元江君） 意見書案第10号、難病医療費助成制度の改善を求める意見書。このことについて、別紙のとおり意見書を提出します。平成30年12月14日提出、提出者、占冠村議会議員、大谷元江。賛成者、同、山本敬介。賛成者、同、佐野一紀。

難病医療費助成制度の改善を求める意見書。「難病の患者に対する医療費等に関する法律」の第一条には、「難病の患者に対する良質かつ適切な医療の確保及び難病の患者の療養生活の質の維持向上を図り、もって国民保健の向上を図ることを目的とする」と定められています。よって、政府においては、以下の事項を実現されることを求めます。

記、1、患者数を理由にした対象疾患外しを行わないこと。

2、次の事項について2014年12月以前の取扱いに戻すこと。①市町村民税非課税者、重症患者の自己負担をなくすこと。②調剤薬局の薬代や訪問看護費の自己負担をなくすこと。③入院時食費の給付外しをやめ、自己負担限度額に含めること。④早期からの治療が重要であり、指定難病の医療費助成について重症度分類による選別（いわゆる「軽度者」の対象除外）をやめ、軽度者を含めた全ての指定難病患者を医療費助成の対象とすること。

3、月額自己負担上限は患者単位とし、限度額を2014年12月までの基準に引き下げること。

4、難病医療費助成（小児慢性特定疾患を含む）にあたって必要な臨床調査個人票（診断書）の料金を補填する制度を創設し、新規認定及び更新認定時に公費助成を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。平成30年12月14日、北海道勇払郡占冠村議会議長、相川繁治。意見書提出先、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、厚生労働大臣です。以上、審議よろしく願います。

○議長（相川繁治君） 意見書案第11号については、五十嵐正雄君。

○6番（五十嵐正雄君） 意見書案第11号、2019年度地方財政の充実・強化を求める意見書。このことについて、別紙のとおり意見書を提出します。平成30年12月14日提出、提出者、占冠村議会議員、五十嵐正雄。賛成者、同じく、工藤國忠。賛成者、同じく、大谷元江。

2019年度地方財政の充実・強化を求める意見書。これらについては例年意見書を出しておりますので、説明を避けまして、2019年度の政府予算と地方財政の検討にあたっては、社会保障予算の充実と地方財政の確立をめざすことが必要です。このため、政府に以下の事項の実現を求めます。

記、1、子ども・子育て支援新制度、地域医療の確保、介護保険制度や国民健康保険制度の充実など、急増する社会保障ニーズへの対応と人材を確保するための社会保障予算の確保および地方財政措置を的確に行うこと。

2、社会保障、災害対策、地域交通対策など、増大する地方自治体の財政需要と、公共サービスの提供に必要な人員を的確に把握し、

これに見合う地方一般財源総額の確保をはかること。

3、地方交付税における「トップランナー方式」の導入は、地域によって人口規模・事業規模の差異、各自治体における検討経過や民間産業の展開度合いの違いを無視して経費を算定するものであり、廃止・縮小すること。

4、住民の命と財産を守る防災・減災事業は、これまで以上に重要であり、公共施設の耐震化や緊急防災・減災事業の対象事業の拡充と十分な期間の確保を行うこと。

5、2015年度の国勢調査を踏まえた人口急減・急増自治体の行財政運営に支障が生じることがないように、地方交付税を算定すること。

6、各種税制の廃止、減税を検討する際には、自治体財政に与える影響を十分検証した上で、代替財源の確保をはじめ、財政運営に支障が生じることがないように対応をはかること。

7、地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化をはかり、市町村合併の算定特例の終了を踏まえた新たな財政需要の把握、小規模自治体に配慮した段階補正の強化などの対策を講じること。

8、地方自治体の基金は、2004年度の地方交付税・臨時財政対策債の一般財源の大幅削減による自治体財政危機、自治体にかかわる国の突然の政策変更、リーマンショックなどの経済環境変動下でも、災害の復旧や住民の福祉向上のために必要な事業に対応できるよう積み立てたものであり、これを地方財政計画へ反映しないこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。平成30年12月14日、北海道勇払郡占冠村議会議長、相川繁治。意見書提出先、内閣総理大臣以下、書かれているとおりであります。以上で提案を終わります。よろ

しく審議をお願いします。

○議長（相川繁治君） 意見書案第12号については、佐野一紀君。

○7番（佐野一紀君） 意見書案第12号、道教委「これからの高校づくりに関する指針」を抜本的に見直しすべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める意見書。このことについて、別紙のとおり意見書を提出します。平成30年12月14日提出、提出者、占冠村議会議員、佐野一紀。同じく賛成者、大谷元江。同じく賛成者、山本敬介。

意見書の中身について読み上げて提案をしていきたいと思えます。道教委は、2006年に策定した「新たな高校教育に関する指針」（以下、「旧指針」）に基づき、毎年度「公立高等学校配置計画」を決定し、高等学校の募集停止や再編・統合を行ってきました。2019～21年度の「公立高等学校配置計画案」においては、再編・統合によって、募集停止や大規模な削減になっています。

地元の高校を奪われた子どもたちは、遠距離通学や下宿生活等を余儀なくされ、精神的・身体的な負担が増え、保護者の経済的負担増も報告されています。子どもの進学を機に地元を離れる保護者も現れ、過疎化が進み、地域の活力を削ぐこととなっています。

「通学費・制服代・教科書代」の補助や、やむなく町立移管とするなど、地域の高校を存続に向け努力している自治体は数多くあり、これらは本来、道教委が行うべきことであり、各自治体に責任を負わせ、すべての子どもたちに等しく後期中等教育を保障しなければならない教育行政としての責任を放棄していると言えます。

道教委は新指針を3月に公表し、「望ましい学級規模を4～8学級とし再編整備を進める」ことを基本とし、地域の要望や実態をま

ったく踏まえたものとなっていません。問題点を一切改めない「新指針」によって、今後も統廃合が進むことは明らかであり、「都市部への一極集中」や「地方の切り捨て」により地域間格差が増大し、北海道地域全体の衰退につながります。

したがって、広大な北海道の実情にそぐわない抜本的に見直し、中学卒業者数の減少期だからこそ、学級定数の見直しを行うなど、地域に高校を存続させ、地域の意見・要望を十分反映させ、地域の経済・産業・文化の活性化を展望した新たな「高校配置計画」「高校教育制度」を創り出していくことが必要です。以上の趣旨にもとづき、次の事項について要請します。

記、1、道教委が3月に策定した「これからの高校づくりに関する指針」は、地域の教育や文化だけでなく、経済や産業など地域の衰退につながることから、撤回すること。もしくは、これまでの「指針」による「序列化」「高校間・地域間格差」などの問題点を改善させる事項を盛り込むなど、抜本的に見直すこと。

2、すべての道内公立高校の学級定員を30人以下学級に引き下げること。

3、教育の機会均等と子どもの学習権を保障するため、「遠距離通学費等補助制度」の5年間の年限を撤廃するとともに、以前より高校が存在しない町村から高校へ通学する子どもたちも制度の対象とすること。

4、地域連携特例校および農業、水産、看護または福祉に関する学科を置く高校については、所在市町村をはじめとした地域における具体的取組とその効果を勘案して「5月1日現在の第1学年の在籍者が2年連続して10人未満となった場合」も再編整備を行わないこと。

5、しょうがいのある・なしにかかわらず、希望するすべての子どもが地元の高校へ通うことのできる後期中等教育を保障するため、「地域合同総合高校」の設置など、ゆたかな高校教育を実現するため検討をすすめること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。平成 30 年 12 月 14 日、北海道勇払郡占冠村議会議長、相川繁治。意見書提出先は記載のとおりであります。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（相川繁治君） 意見書案第13号については、山本敬介君。

○5番（山本敬介君） 意見書案第13号、核兵器禁止条約の日本政府の署名と批准を求める意見書。このことについて、別紙のとおり意見書を提出します。平成30年12月14日提出、提出者、占冠村議会議員、山本敬介。賛成者、同じく、工藤國忠。賛成者、同じく、佐野一紀。

意見書の中身について要約して読みながら趣旨を説明していきます。核兵器禁止条約の日本政府の署名と批准を求める意見書。広島と長崎にアメリカの原子爆弾が投下されてから72年を経た2017年7月7日の国連会議で国連加盟国の3分の2にあたる122カ国の賛成で国際法史上初めて核兵器禁止条約が採択されました。核兵器禁止条約は、核兵器について破滅的な結末をもたらす非人道的な兵器であり、国連憲章、国際法、国際人道法、国際人権法に反するものであると断罪して、これに「悪の烙印」を押しました。核兵器はいまや不道徳であるだけでなく、歴史上はじめて明文上も違法なものとなりました。

同じ年の9月20日にはニューヨークの国連本部で署名式典が開かれ、賛同する国々による署名と批准の手続きが始まりました。この歴史的な核兵器禁止条約採択への貢献が評価

され、12月10日には2017年のノーベル平和賞が国際NGO「核兵器廃絶キャンペーン」(ICAN)に授与されています。

平和首長会議は2017年8月の第9回総会で「核兵器禁止条約の早期発効を求める特別決議」を可決しました。核兵器禁止条約は、被爆者とともに我々国民が長年にわたり熱望してきた核兵器完全廃絶につながる画期的なものであると思います。

核兵器禁止条約の採択から1年余。国際政治でも各国でも前向きな変化が生まれています。条約調印国はアジア、ヨーロッパ、中南米、アフリカ、太平洋諸国の60カ国、批准国は15カ国にひろがっています。唯一の被爆国である日本の政府は、被爆国として核兵器全面禁止のために真剣に努力すべきです。それが国際社会における日本の役割ではないでしょうか。その証として、核兵器条約に署名、批准することを強く求めます。

記、1、日本政府が速やかに核兵器禁止条約に署名することを求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。平成30年12月14日、北海道勇払郡占冠村議会議長、相川繁治。意見書提出先、安倍内閣総理大臣、外務大臣。以上です。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（相川繁治君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を省略します。

これから、意見書案第10号、難病医療費助成制度の改善を求める意見書の件を採択します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異

議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(相川繁治君) 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから、意見書案第11号、2019年度地方財政の充実・強化を求める意見書の件を採択します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(相川繁治君) 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから、意見書案第12号、道教委「これからの高校づくりに関する指針」を抜本的に見直しすべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める意見書の件を採択します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(相川繁治君) 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから、意見書案第13号、核兵器禁止条約の日本政府の署名と批准を求める意見書の件を採択します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(相川繁治君) 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第15 閉会中の継続調査・所管事務調査申出

○議長(相川繁治君) 日程第15、閉会中の継続調査・所管事務調査申出の件を議題とします。議会運営委員長及び総務産業常任委員長から会議規則第74条の規定により、お手元に配布した申出書のとおり、閉会中の継続調査・所管事務調査の申し出がありました。

お諮りします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査・所管事務調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(相川繁治君) 異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査・所管事務調査とすることに決定いたしました。

◎閉会宣言

○議長(相川繁治君) 以上をもって本定例会に付議された案件はすべて終了しました。

したがって、会議規則第7条の規定により、本日で閉会したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(相川繁治君) 異議なしと認めます。したがって、本定例会は本日で閉会することに決定しました。

これで、本日の会議を閉じます。平成30年第4回占冠村議会定例会を閉会いたします。

閉会 午前11時34分

地方自治法第 123 条第 2 項の規定により署名する。

平成 31 年 1 月 11 日

占冠村議会議長 相 川 繁 治

(署 名 議 員)

占冠村議会議員 山 本 敬 介

占冠村議会議員 五十嵐 正 雄